

金融検査マニュアルに関するよくあるご質問（FAQ）

<目 次>

1. 全体

- （１－１）金融検査マニュアルとは何ですか。……………17
- （１－２）金融検査の基本的考え方について教えて下さい。……………17
- （１－３）金融検査マニュアルの構成について教えて下さい。……………18
- （１－４）改訂金融検査マニュアルにおいて、ミニマム・スタンダードという用語を使わないこととした理由は何ですか。また、ベスト・プラクティスとして期待される項目が旧マニュアルに比べ少なくなっていますが、その理由は何ですか。……………18
- （１－５）金融機関の規模・特性はどのように検査に反映されますか。……………19
- （１－６）各管理態勢の確認検査用チェックリストにおける共通点を教えて下さい。……………19
- （１－７）各検証ポイントにおいて記載されている「検査官が認識した弱点・問題点を経営陣が認識していない場合」とは、どのような場合ですか。また、「態勢が有効に機能していない可能性も含めて検証し、双方向の議論を通じて確認する」とは、どのような趣旨ですか。……………20
- （１－８）改訂金融検査マニュアルで求められる内部管理態勢は、企業会計審議会「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」で求められる財務報告に係る内部統制と同一と理解してよいでしょうか。……………20
- （１－９）取締役会（等）の役割とされているものについては、取締役会（等）が自

- ら全ての事項を実際に行わなければならないのですか。……………20
- (1-10) 取締役会等には、常務会、経営会議等が含まれるのですか。例えば、経営会議が「決議」機関ではなく、「協議」機関となっており、経営会議協議後に代表取締役による合議決裁を経るプロセスとなっている場合はどうでしょうか。……………21
- (1-11) 管理者のレベルで考えるべき点と、部門のレベルで考えるべき点との切り分けはどのようになっているのですか。……………21
- (1-12) 各管理態勢における【…プロセスの見直し】では、「定期的に又は必要に応じて随時」と記載されており、「定期的」とは各事案に応じて検討されるものと考えますが、事案によっては2～3年の周期で見直しを行うことも認められるという理解でよいでしょうか。……………22
- (1-13) 取締役でない「執行役員」は、担当取締役を含むと考えてよいでしょうか。……………22

2. 経営管理（ガバナンス）態勢－基本的要素－

- (2-1) 経営管理（ガバナンス）において重要なことは何ですか。また、検査においては何を検証しますか。……………23
- (2-2) 「経営管理（ガバナンス）態勢」と各管理態勢における「Ⅰ. 経営陣による態勢の整備・確立状況」の関係はどのようになっていますか。……………23
- (2-3) 「内部管理基本方針」の検証が新設されましたが、これは何ですか。…24
- (2-4) Ⅰ. 3. ④【新規商品等審査に関する取扱い】について、新規商品等はどのように決めるのですか。また、審査の主体・内容や方法についてはどのように考えればよいですか。……………24
- (2-5) 「モニタリング」とは何ですか。……………25
- (2-6) 「原資料」とは何ですか。……………25

- (2-7)「監査役は、監査役及び監査役会を補佐する適切な人材を、適正な規模で確保しているか」とありますが、選任しなければならないのでしょうか。また、兼担者では適切ではないことになるのでしょうか。……………25

3. 金融円滑化編

- (3-1) 金融円滑化において重要なことは何ですか。また、検査においては何を検証しますか。……………26
- (3-2) 時限立法である中小企業金融円滑化法は失効しますが、「金融円滑化編」も時限措置ではないのですか。また、今回（平成 25 年 3 月）、どのような改定が行われたのですか。……………26
- (3-3) 金融円滑化編の対象となる金融機関を教えてください。……………27
- (3-4) 金融円滑化管理については、他のリスク管理などとコンセプトが異なり、部門の設置を求めています。なぜこのようになっているのでしょうか。……………27
- (3-5)「顧客からの新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対し、顧客の実績にそぐわない担保・保証の要求、貸付条件の提示、金利の引上げ等を行っていないか。」とありますが、今後、金融機関側から、追加担保・保証の要求や、貸付条件の提示、金利の引上げ等を申し入れてはならないのでしょうか。……………27
- (3-6) 新規融資や貸付条件の変更の申込みを謝絶する場合について、これまでの取引関係や顧客の知識・経験及び財産の状況等を踏まえた十分な説明を行えば、最終的に顧客の理解と納得を得ることができないとしても問題はないのでしょうか。……………28
- (3-7) 顧客から新規融資や貸付条件の変更の相談・申込みを受けた場合の記録の作成・保存について、どの程度具体的な相談・申込みがあった場合にこれを行えばよいのでしょうか。……………28
- (3-8)「取引先である中小・零細企業等に対する経営相談・経営指導及び経営改善計画の策定支援等の取組み等」として示されている項目については、これ

- らの対応をすべて行う必要があるのでしょうか。……………29
- (3-9) 保証会社との「緊密な関係」とは具体的にどのようなことを行えばよいのでしょうか。……………29
- (3-10) 保証会社における審査や保証会社が代位弁済により取得した債権の回収行為(求償権の行為)について、金融機関としてどのように指導・協議・要請等を行えばよいのでしょうか。……………29

4. 法令等遵守態勢

- (4-1) 法令等遵守態勢において重要なことは何ですか。……………31
- (4-2) 「金融機関の様々な部署に散在する法令等遵守に関する情報」とは、具体的にどのようなものをいうのでしょうか。……………31
- (4-3) 「コンプライアンス統括部門が他の業務との兼務をする場合」とは、どのような場合のことをいうのでしょうか。例えば、コンプライアンス統括部門が内部監査部門の役割も有している場合、どのように判断すればよいですか。……………31
- (4-4) 「コンプライアンス担当者」と「コンプライアンス・オフィサー」とはどのような違いがあるのでしょうか。……………32
- (4-5) 「法令等遵守方針」「コンプライアンス・マニュアル」「コンプライアンス・プログラム」の関係を教えてください。……………32
- (4-6) 「コンプライアンス・マニュアルの重要な見直し」とありますが、具体的にどのような場合が重要な見直しに該当するのでしょうか。……………32
- (4-7) 「取引時確認に関する責任者又は担当部署を設置」とありますが、取引時確認に関する独立の部署と責任者を設ける必要がありますか。……………33
- (4-8) 「疑わしい取引に関する責任者又は担当部署を設置」とありますが、疑わしい取引に対応するための独立の部署と責任者を設ける必要がありますか。……………33

(4-9) 「反社会的勢力に関する内部・外部情報の収集、分析、更新（情報の追加、削除、変更等）及び一元的管理を行う部署の設置」とありますが、反社会的勢力に対応するための独立の部署を設ける必要がありますか。……………33

(4-10) Ⅲ. 個別の問題点において、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」等の遵守態勢については、「1. 組織犯罪等への対応」及び「2. 反社会的勢力への対応」において、具体的な検証項目が記載されています。一方で、金融機関に適用のあるその他の法令等の遵守態勢については、具体的な検証項目は記載されていませんが、検証されるのですか。……………34

(4-11) なぜ、リーガル・チェック等態勢をチェックすることとしているのですか。……………34

5. 顧客保護等管理態勢

(5-1) 顧客保護等管理において重要なことは何ですか。また、検査においては何を検証しますか。……………35

(5-2) 顧客説明について教えてください。法令による説明義務との関係はどのように考えればよいのでしょうか。……………35

(5-3) 顧客サポート等について教えてください。なぜ、苦情処理ではなく顧客サポート等という概念を用いているのですか。……………35

(5-4) 顧客情報管理について教えてください。対象は個人情報に限られますか。……………36

(5-5) 旧マニュアルにあった顧客管理は、改訂金融検査マニュアル（平成 19 年 2 月改訂）ではどのように整理されたのでしょうか。……………36

(5-6) 外部委託管理について教えてください。オペレーショナル・リスク管理態勢との関係はどのようになっていますか。……………37

(5-7) 顧客保護については、他のリスク管理などとコンセプトが異なり、部門の

設置を求めています。なぜこのようになっているのでしょうか。
また、具体的にどのような態勢を念頭に置いているのですか。……37

6. 統合的リスク管理態勢

- (6-1) 統合的リスク管理、「統合リスク管理」、「統合リスク管理」によらない統合的リスク管理とは何ですか。……39
- (6-2) 複雑又は高度なリスク評価方法が、全ての金融機関にとって適切な方法であるとは限らないのは、なぜですか。……39
- (6-3) 金融機関が採用しているリスク評価方法の複雑さ及び高度化の水準に見合った適切な統合的リスク管理態勢とはどういうことですか。……40
- (6-4) 統合的リスク管理に関して記載すべき項目を全て包含する独立した「統合的リスク管理方針」及び「統合的リスク管理規程」を策定する必要はなく、複数の方針等において網羅的に定められていればよい、との理解でよいですか。……40
- (6-5) 内部監査実施要領に記載すべき項目として例示している項目（Ⅰ. 2. ⑦）と、統合リスク計測手法を用いている場合における内部監査の監査範囲として列挙している項目（Ⅲ. 1. (5)②）との関係はどのようなになっているのですか。……40
- (6-6) 統合的リスク管理システムとは特別なシステムが必要なのですか。……41
- (6-7) 「リスク評価手法」と「リスク計測手法」とはどのような違いがあるのでしょうか。……41
- (6-8) 「統合的リスク管理態勢に関する検証の考え方」の位置づけはどのようなになっているのですか。……41
- (6-9) 「統合的リスク管理態勢に関する検証の考え方」における「より大規模かつ複雑なリスク」とは何ですか。……42

7. 自己資本管理態勢

- (7-1) 自己資本管理とは何ですか。……………43
- (7-2) 自己資本管理態勢の検証はどのように行われますか。……………43
- (7-3) 「統合的リスク管理部門が自己資本充実度評価の役割を担っている場合は、自己資本管理態勢の自己資本充実度評価の検証項目と統合的リスク管理態勢の検証項目を一体として検証し、自己資本充実に関する問題点は自己資本管理態勢の問題点として検証する」とありますが、統合的リスク管理態勢の検証項目で、（自己資本管理態勢の自己資本充実度評価の検証項目と）一体として検証する範囲とは、具体的にどの部分を指しているのですか。……………44
- (7-4) 「自己資本管理部門の態勢を整備し、牽制機能を発揮させるための施策を実施しているか」とは、何に対するどのような牽制機能ですか。……………44

8. 信用リスク管理態勢

- (8-1) 信用リスクとは何ですか。……………45
- (8-2) 改訂金融検査マニュアルでは、「クレジット・ポリシー」に関する記述がありませんが、旧マニュアルにおける「クレジット・ポリシー」の概念は、改訂金融検査マニュアルにおいて、どこに組み込まれていると考えればよいのですか。……………45
- (8-3) 信用リスク管理に関するシステムとしては、「与信に係る勘定系システム」、「信用格付の実施・管理システム」、「信用リスク量の算出・分析システム」、「信用リスク・アセットの算出システム」等が存在しますが、改訂金融検査マニュアルにおける「信用リスク管理システム」とは具体的にどのようなシステムを指すのですか。……………45
- (8-4) 信用リスク管理部門にはどのような部門がありますか。旧マニュアルにあった「与信監査部門」について記載されていないのはなぜですか。……………46
- (8-5) シンジケート・ローンの記載を追加した趣旨及び検証に際しての留意点は

- 何ですか。……………46
- (8-6) 海外プロジェクトファイナンスに関するシンジケートローンに関しては、メガバンクや一部の地域銀行において、積極的に取り組む動きが認められます。海外プロジェクトファイナンスに関する融資審査・管理に関して、どのような点に留意すればよいですか。……………47
- (8-7) 「大口与信先」の定義はありますか。例えば、オフサイト・モニタリングにおける定義と同一のものとする 것도 差し支えないですか。……………48
- (8-8) 標準的手法、内部格付手法の検証項目リストと金融庁告示等との関係を教えてください。……………48

9. 資産査定管理態勢

- (9-1) 資産査定管理とは何ですか。……………49
- (9-2) プロジェクト・ファイナンスの査定における「見做し債務者区分」の定義はどのようなものですか。また、「見做し債務者区分」を付す理由は何ですか。……………49
- (9-3) プロジェクト・ファイナンス債権の回収の危険性の度合いの検証に用いる LTV、DSCR とは何ですか。……………50
- (9-4) 代行割れの厚生年金基金の解散に伴い、債務者である中小企業が企業年金連合会（以下「連合会」という。）に積立不足額を納付することにより当該企業に損失が生じる場合においては、当該企業の債務者区分をどのように判断すればよいですか。……………50
- (9-5) 減価償却費の負担により赤字となっているが、キャッシュ・フローは黒字であり、金融機関に約定どおり借入金を返済している中小企業については、債務者区分をどのように判断すればよいですか。……………51
- (9-6) 一般担保として不適格なものとしてどのようなものがありますか。……52
- (9-7) 「担保評価額については、必要に応じ、評価額推移の比較分析、償却・引

- 当などとの整合性」など多面的な視点から検証を行うとありますが、償却・引当などとの整合性とは具体的にどのようなことを意味しているのですか。……………52
- (9-8) 土壌汚染、アスベストの評価については、具体的な評価基準や評価手法は確立されておらず、また影響度についても売買事例などの実例が乏しい中で、本記載を追加した理由は何ですか。……………52
- (9-9) 「賃貸ビル等の収益用不動産の担保評価に当たっては、原則、収益還元法による評価とし、必要に応じて、原価法による評価、取引事例による評価を加えて行っているかを検証する」と改訂したのはどのような理由からですか。……………53
- (9-10) 「裁判所による最低売却価額」を「競売における買受可能価額」と改訂を行った理由は何ですか。……………53
- (9-11) 依頼方法等に留意する理由は何ですか。……………54
- (9-12) 保証が当該金融機関の子会社による場合において、「その支援等を控除した場合等の状況」とは具体的にはどのようなことですか。また、一般保証と判断する上で、それをどのように踏まえるのですか。……………54
- (9-13) 「十分な資本的性質が認められる借入金」とは、どのようなものですか。債務者の属性や資金用途等によって制限されるのですか。……………54
- (9-14) 「『十分な資本的性質が認められる借入金』とは、貸出条件が資本に準じた借入金」とのことですが、どのような観点から資本類似性を判断するのですか。……………55
- (9-15) 「十分な資本的性質が認められる借入金」として取り扱われるためには、どのような償還条件を設定すればよいですか。……………55
- (9-16) 「十分な資本的性質が認められる借入金」として取り扱われるためには、どのような金利設定をすればよいですか。……………55
- (9-17) 赤字の場合の具体的な金利水準については、「金融機関や債務者の状況等に応じた事務コスト相当の金利であれば差し支えありません」とのことですが、債務者の状況等に応じたコスト計算を行っていない場合には、どのよう

- にすればよいですか。……………56
- (9-18)「十分な資本的性質が認められる借入金」として取り扱われるためには、劣後性に関して、どのような点に留意すればよいですか。……………56
- (9-19) 担保付借入金は、「十分な資本的性質が認められる借入金」には該当しないのですか。……………57
- (9-20)「担保解除を行うことが事実上困難」とは、どのような場合をいうのですか。……………57
- (9-21) 既存の担保付借入金を「通常の借入金」と「十分な資本的性質が認められる借入金」に分割しようとする事例において、担保からの回収見込額が既存の担保付借入金の一部にとどまる場合には、「担保解除を行うことが事実上困難」か否かをどのように判断すればよいですか……………58
- (9-22) 保証付借入金は、「十分な資本的性質が認められる借入金」には該当しないのですか。……………59
- (9-23)「十分な資本的性質が認められる借入金」について、期限前弁済は可能ですか。……………59
- (9-24) 日本政策金融公庫の「挑戦支援資本強化特例制度」や中小企業再生支援協議会版「資本的借入金」について、「十分な資本的性質が認められる借入金」とみなすことは可能ですか。……………59
- (9-25) 他の金融機関からの「十分な資本的性質が認められる借入金」については、資本とみなすことは可能ですか。……………65
- (9-26) 他の金融機関からの借入金であっても、「条件が確保されていれば、『十分な資本的性質が認められる借入金』として、当該借入金を債務者の資本としてみなして差し支えありません」とのことですが、他の金融機関からの借入金の条件をどのように確認すればよいですか。……………65
- (9-27)「十分な資本的性質が認められる借入金」として取り扱われるためには、既存の借入金からの転換であることが必要ですか。……………65
- (9-28) 例えば、匿名組合契約に基づく出資など、融資以外の方法であっても、

- 「十分な資本的性質が認められる借入金」に準じて、資本とみなすことは可能ですか。……………66
- (9-29) 「十分な資本的性質が認められる借入金」を資本とみなす場合、資本とみなす額について留意すべき点がありますか。……………66
- (9-30) 「十分な資本的性質が認められる借入金」については、どのように貸倒引当金を算定すればよいですか。……………67
- (9-31) 経営改善の一環として「十分な資本的性質が認められる借入金」を資本とみなす場合には、経営改善計画の策定が必要となるのでしょうか。……………67
- (9-32) 「十分な資本的性質が認められる借入金」を貸し出している金融機関における当該貸出金については、「貸出条件緩和債権の判定」において、通常の貸出金と同様に取り扱うのですか。……………68
- (9-33) 「十分な資本的性質が認められる借入金」はどのような場合に用いられるのですか。……………68
- (9-34) 平成 23 年 11 月の運用明確化措置前に、既に、運用明確化後の貸出条件を満たしている借入金についても、「十分な資本的性質が認められる借入金」とみなすことは可能ですか。……………69
- (9-35) 「十分な資本的性質が認められる借入金」は、自己資本比率規制における信用リスク・アセットの計算上、貸出として取り扱われるのですか。……………69
- (9-36) 「貸出条件緩和債権関係 Q & A」を参照する旨を追加した理由は何ですか。……………69
- (9-37) 本項目については、中小企業の資金繰りを支援するための時限的な措置なのでしょうか。……………70
- (9-38) 「貸出条件の変更を行った日から最長 1 年以内に当該経営再建計画を策定する見込みがあるときには、」とありますが、「最長 1 年以内」の起点はいつになるのでしょうか。……………70
- (9-39) 本項目については、中小企業金融円滑化法の施行日（21 年 12 月 4 日）以前に貸出条件の変更を行い、貸出条件緩和債権とされた債権を有する債務者

- に対しても適用できるのでしょうか。……………70
- (9-40) 「貸出条件の変更を行った日から最長1年以内に当該経営再建計画を策定する見込みがあるときには、当該債務者に対する貸出金は当該貸出条件の変更を行った日から最長1年間は貸出条件緩和債権に該当しない」とありますが、本項目を適用した債務者が、再度の貸出条件の変更を行った場合には、どのように判断すればよいですか。……………70
- (9-41) 本項目を適用した債務者が、1年以内に計画を策定できなかった場合、または1年以内に計画を策定できないことが明らかになった場合はどのように取り扱うのでしょうか。……………71
- (9-42) 金融機関が債務者に対して複数の債権を保有しており、それらの債権の一部について貸出条件の変更を行った場合はどのように取り扱うのでしょうか。……………71
- (9-43) 本項目については、破綻懸念先についても適用されるのでしょうか。…72
- (9-44) 本項目の対象となる中小企業の範囲について、客観的な基準は定められていませんが、金融機関の自己査定基準の中で、対象となる中小企業の範囲について、数値基準を定める必要がありますか。……………72
- (9-45) 合理的かつ実現可能性の高い経営改善計画が策定されており、卒業基準を満たしている（貸出条件緩和債権に該当しない）ことが明らかな債務者についても、そもそも債務者に有利となる取決めか（基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されているか）につき検討しなければならないのですか。……………72
- (9-46) 合理的かつ実現可能性の高い経営改善計画については、「金融機関の再建支援を要せず、自助努力により事業の継続性を確保することが可能となる場合」は計画終了時点における債務者区分が要注意先でも差し支えないとされていますが、これは具体的にどのような状態を指すのでしょうか。……………73
- (9-47) 条件変更の時点では、経営改善計画が策定されていなかったが、その後合理的かつ実現可能性の高い経営改善計画を策定した場合には、卒業基準を満たすと判断して差し支えないでしょうか。また、条件変更の時点では、合理的かつ実現可能性の高い経営改善計画の要件を満たさない計画が策定されており、その後の状況の変化により、要件を満たすようになった場合も、卒業

- 基準を満たすと判断して差し支えないでしょうか。……………74
- (9-48) 債務者である中小企業が経営改善計画を策定していない場合でも、今後の経営改善の見込みがあれば計画が策定されている場合と同じように取り扱うとのことですが、経営改善の見込みはどのように判断すればいいのですか。……………75
- (9-49) 経営改善計画の進捗状況が大幅に下回っている場合には合理的かつ実現可能性の高い経営改善計画と取り扱わないとありますが、進捗状況の判定はどのように行うのでしょうか。……………76
- (9-50) 当初策定した経営改善計画が計画どおり進まなかったため、計画を見直した場合、見直した計画が合理的かつ実現可能性の高い経営改善計画の要件を満たせば、卒業基準を満たしていると判断して差し支えないでしょうか。……………76
- (9-51) 中小企業が、計画期間が5年を超え概ね10年以内となっている経営改善計画を策定した場合、当該計画が順調に推移していることが確認できなければ、合理的かつ実現可能性の高い経営改善計画と認められないのでしょうか。……………77
- (9-52) 動産や不動産に対する検証項目を変更（減損会計に係るものを追加）した理由は何ですか。また、当該減損は期中に行われることもありますが、どのように検証するのですか。……………77
- (9-53) 別表2の償却・引当基準の適切性の検証欄に「商品の特性格」を追加したのはなぜですか。……………77
- (9-54) 本項目の追加により、中小企業については「要管理先」と「その他要注意先」が従来とは異なる基準で判断されることになりますが、貸倒引当金の算出に用いる予想損失率について、過去に遡って貸倒実績率や倒産確率を再計算する必要があるのでしょうか。……………78
- (参考)
- (問) 金融機関（債権者）において、債務者における既存の借入金を「十分な資本的性質が認められる借入金」に転換する場合については、法人税法第52条第1項（貸倒引当金）の適用はありますか。……………79

10. 市場リスク管理態勢

- (10-1) 市場リスク管理の対象に関する変更点とは、どのようなものですか。・・84
- (10-2) 市場リスクの定義について教えて下さい。旧マニュアルと比べどのように違いますか。・・・・・・84
- (10-3) 旧マニュアルにおける「グローバル・ディーラー型（GD）」「対顧客ディーラー型（CD）」「限定的なエンド・ユーザー型（EU）」の3類型を廃止したのはなぜですか。また、これによりどのような違いがあるのでしょうか。・・・・・・85
- (10-4) 市場リスク管理のプロセスについて教えて下さい。・・・・・・85
- (10-5) 市場リスク計測手法に関する主な変更点はどのようになっていますか。・・・・・・86
- (10-6) 市場リスクの計測・分析手法としてどのような手法がありますか。また、特定の手法を採用することが求められるのですか。・・・・・・87
- (10-7) 限度枠管理には、具体的にどのような手法がありますか。・・・・・・87
- (10-8) プライシング・モデル等の妥当性については、市場リスク管理部門が確保しなければならないのですか。・・・・・・88
- (10-9) 「期中損益（評価損益を含む。）の出方に異常がないかどうか」とありますが、その趣旨は何ですか。・・・・・・88
- (10-10) 改訂金融検査マニュアルでいう「ファンド」とは、どのような範囲を想定しているのですか。・・・・・・88
- (10-11) 「監査の有無や解約期間の長短等、ファンドの実態及び商品特性を十分に把握した上でのリスク管理」とありますが、何をもってリスク管理ができているとみなすことができますか。定期的リスク量を把握し、十分なリスク資本と対比することでリスク管理可能と考えられますか。・・・・・・88
- (10-12) 個別の問題点4. の市場リスク計測手法は、すべての金融機関に適用され

- るのですか。……………89
- (10-13) 「取締役会等は、市場リスク管理方針、市場リスク管理規程等の策定に当たって、ストレス・テストの結果を考慮しているか」とは具体的にどのようなことですか。……………89
- (10-14) 「市場リスク計測手法の算出結果（例えば、VaR（バリュー・アット・リスク））を業績評価のために活用しているか」とありますが、その趣旨は何ですか。……………90
- (10-15) 「市場リスク計測手法の開発から独立し、かつ十分な能力を有する者」とは、どのようなものですか。……………90
- (10-16) 外部業者が開発した市場リスク計測モデルを用いている場合はどのようなことに気をつける必要がありますか。また、市場リスク計測を外部委託している場合は、どのように取り扱うのですか。……………90
- (10-17) 「モデルの開発業者における計測モデルの妥当性の検証状況」については、外部監査等に対応済の場合、不要とすることができますか。……………91

11. 流動性リスク管理態勢

- (11-1) 流動性リスクの定義について教えてください。検証項目については、旧マニュアルとどのように違うのですか。……………92
- (11-2) 「流動性戦略」とは何ですか。……………92

12. オペレーショナル・リスク管理態勢

- (12-1) 改訂金融検査マニュアルにおけるオペレーショナル・リスクの定義とは何ですか。また、改正前の金融検査評価制度におけるオペレーショナル・リスクと違いはあるのでしょうか。……………93
- (12-2) オペレーショナル・リスクの総合的な管理とはどのようなことです

- か。……………93
- (12-3) オペレーショナル・リスクの総合的な管理態勢を検証する上でどのような
点に留意する必要があるのですか。また、オペレーショナル・リスクの総合
的な管理をする上で、必ず定量（計量）化しなければならないのでしょうか。……………94
- (12-4) オペレーショナル・リスクの総合的な管理態勢において、基礎的手法採用
行、粗利益配分手法採用行に求められるレベルの違いはありますか。……94
- (12-5) オペレーショナル・リスクの総合的な管理部門とはどのようなものですか。
また、必ず独立した部門を設置しなければならないのでしょうか。……………95
- (12-6) オペレーショナル・リスクの定量（計量）化において、基礎的手法や粗利
益配分手法を使用している場合であっても、掛目の合理性を検証しなければ
ならないのでしょうか。……………95
- (12-7) 事務リスク管理態勢の検証項目における主な変更点は何ですか。……………96
- (12-8) システムリスク管理態勢の検証項目における主な変更点は何ですか。…97
- (12-9) その他オペレーショナル・リスク管理部門のうち、主なリスク管理部門と
はどのようなものがありますか。……………97
- (12-10) 風評リスクについては、バーゼル合意におけるオペレーショナル・リスク
の定義に含まれていませんが、当該リスクまでオペレーショナル・リスク管
理態勢のチェックリストの検証範囲となるのでしょうか。……………98

金融検査マニュアルに関するよくあるご質問（FAQ）

<本 文>

1. 全体

【留意事項】

（１－１）金融検査マニュアルとは何ですか。

（答）

金融検査マニュアルは、検査官が、預金等受入金融機関を検査する際に用いる手引書として位置付けられるものであり、各金融機関においては、金融検査マニュアルを参照しつつ、自己責任原則に基づき、経営陣のリーダーシップの下、創意・工夫を十分に生かし、それぞれの規模・特性に応じた方針、内部規程等を作成し、金融機関の業務の健全性と適切性の確保を図ることが期待されます。

【留意事項】

（１－２）金融検査の基本的考え方について教えてください。

（答）

1. 「本マニュアルにより検査を行うに際しての留意事項」（以下「留意事項」という。）において、金融検査の基本的考え方等については、「金融検査に関する基本指針（金検第 369 号）」（平成 17 年 7 月 1 日）において示されているところであり、本マニュアルの解釈及び運用は、当該基本指針に基づいて行うとしています。
2. 当該基本指針の中で、金融検査の使命とは、法令が求める金融機関の業務の健全性及び適切性の確保のため、立入検査の手法を中心に活用しつつ、金融機関の各管理態勢を検証し、その問題点を指摘するとともに、金融機関の認識を確認することと明記しています。
3. 金融検査の使命を的確に果たすため、5つの基本原則（①利用者視点の原則、②補強性の原則、③効率性の原則、④実効性の原則、⑤プロセス・チェックの原則）に即して検査を実施することとしています。

(1-3) 金融検査マニュアルの構成について教えてください。

(答)

1. 健全な事業を営む顧客に対して必要な資金を円滑に供給していくことは、金融機関の最も重要な役割の一つであり、金融機関には、金融仲介機能を積極的に発揮していくことが強く期待されています。

一方で、金融機関が金融仲介機能を積極的に発揮していくためには、健全な財務基盤と強固で包括的なリスク管理態勢の整備が求められます。

2. このため、金融検査マニュアルについては、①金融機関の経営管理の基本的要素が機能しているかを検証する「経営管理（ガバナンス）」に加え、②金融機関におけるコンサルティング機能の発揮や金融円滑化一般を検証する「金融円滑化編」、③法令等遵守態勢、顧客保護等管理態勢やリスク管理態勢を検証する「リスク管理等編」という構成としています。

【留意事項】

(1-4) 改訂金融検査マニュアルにおいて、ミニмум・スタンダードという用語を使わないこととした理由は何ですか。また、ベスト・プラクティスとして期待される項目が旧マニュアルに比べ少なくなっていますが、その理由は何ですか。

(答)

1. 旧マニュアルにおいては、「チェック項目に記述されている字義通りの対応が金融機関においてなされていない場合であっても、金融機関の業務の健全性及び適切性確保の観点からみて、金融機関の行っている対応が合理的なものであり、さらに、チェック項目に記述されているものと同様の効果がある、あるいは金融機関の規模や特性に応じた十分なものである、と認められるのであれば、不適切とするものではない」とする一方で、「しているか」「なっているか」の語尾になっているチェック項目については、全ての金融機関に対してミニмум・スタンダードとして求められる項目としていたことから、これらが一律の規制であるとの誤解を招きかねない面がありました。

2. 今回の改訂金融検査マニュアルにおいては、こうした誤解を招くことを避ける観点から、ミニмум・スタンダードという用語を使うことを避け、単に、「金融機関が達成していることを前提として検証すべき項目」として整理しています。

3. また、マニュアルの留意事項として、「各金融機関においては、自己責任原則に基づき、経営陣のリーダーシップの下、創意・工夫を十分に生かし、それぞれの規模・特性に応じた方針、内部規程等を作成し、金融機関の業務の健全性と適切

性の確保を図ることが期待される」としているところであり、ベスト・プラクティスとして金融機関のあるべき姿をマニュアルにおいて示すのは、かえって金融機関の創意・工夫を阻害するおそれもあることから、今回の改訂に際しては、極力ベスト・プラクティスとして記載する項目を削減しました。

【留意事項】

(1-5) 金融機関の規模・特性はどのように検査に反映されますか。

(答)

1. 留意事項において、チェック項目について記述されている字義どおりの対応が金融機関においてなされていない場合であっても、金融機関の業務の健全性及び適切性の確保の観点からみて、金融機関の行っている対応が合理的なものであり、さらに、チェック項目に記述されているものと同様の効果がある、あるいは金融機関の規模・特性に応じた十分なものである、と認められるのであれば、不適切とするものではないとしています。
2. 例えば、各態勢のチェックリストに記載された部門が設置されていない場合には、検査官は、当該金融機関の規模・特性を踏まえ、必要な機能を十分に発揮することができ、かつ、相互牽制が機能する組織態勢が整備されているかを検証します。

(1-6) 各管理態勢の確認検査用チェックリストにおける共通点を教えてください。

(答)

1. 金融機関の内部管理態勢の構築に当たっては、経営陣の役割・責任が重要です。そこで、各管理態勢の確認検査用チェックリストは、基本的に「Ⅰ. 経営陣による態勢整備・確立状況」「Ⅱ. 管理者による態勢整備・確立状況」「Ⅲ. 個別の問題点」の三部構成にすることにより、経営陣が果たすべき役割・責任について明確化しています。
2. また、各管理態勢について、管理方針や組織体制・規程を整備しているかを検証するだけでなく、既存の態勢が、常に改善されているかどうかといった動的プロセスとしての内部管理態勢の状況を検証することを重視しています。具体的にいうと、①方針の策定 (Plan)、②規程・組織体制の整備 (Do)、③評価 (Check)・改善 (Action) をそれぞれ適切に行っているか、言い換えれば、いわゆるPDCAサイクルが有効に機能しているかという観点から検証項目を整理しています。

3. さらに、各リスク管理態勢における各管理部門の役割・責任については、リスクの①特定・評価、②モニタリング、③コントロール及び削減、④検証・見直し、といったリスク管理プロセスが適切に機能しているかを検証します。

(1-7) 各検証ポイントにおいて記載されている「検査官が認識した弱点・問題点を経営陣が認識していない場合」とは、どのような場合ですか。また、「態勢が有効に機能していない可能性も含めて検証し、双方向の議論を通じて確認する」とは、どのような趣旨ですか。

(答)

1. 「弱点・問題点を経営陣が認識していない場合」には様々な場合が考えられます。例えば、内部監査部門が有効に機能していない結果、経営陣が問題点を把握できていないというケースもありえますし、各管理者レベルでは問題点の洗い出しをしているにもかかわらず、経営陣が報告を受けていないことから、検査によって初めて経営陣が問題の所在を把握するということもあると考えられます。
2. このように、経営陣が弱点・問題点を認識していない要因は態勢面における何らかの問題点に起因している可能性が高いと思われることから、改訂金融検査マニュアルの検証ポイントにおいて「態勢が有効に機能していない可能性も含めて検証し、双方向の議論を通じて確認する」ということを記載しました。

(1-8) 改訂金融検査マニュアルで求められる内部管理態勢は、企業会計審議会「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」で求められる財務報告に係る内部統制と同一と理解してよいでしょうか。

(答)

「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」については、あくまで金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制に関する基準であり、金融機関の業務の健全性と適切性を目的とした金融検査マニュアルにおける内部管理とは一部重なる部分があるものの、必ずしも同一となるわけではありません。

(1-9) 取締役会（等）の役割とされているものについては、取締役会（等）が自ら全ての事項を実際に行わなければならないのですか。

(答)

取締役会（等）自身が、必要な全ての具体的行動を行うことを意味するものではありません。例えば、「組織体制の整備プロセスの有効性の検証」については、取締役会（等）が、他の者に委任又は指示し、情報を収集・分析させたものを検証し、組織体制の整備プロセスの有効性を判断するという形態などが想定されま

す。いずれにしても、取締役会（等）が自ら実質的な判断・意思決定を行う態勢が確保されていることが重要です。

（１－１０）取締役会等には、常務会、経営会議等が含まれるのですか。例えば、経営会議が「決議」機関ではなく、「協議」機関となっており、経営会議協議後に代表取締役による合議決裁を経るプロセスとなっている場合はどうでしょうか。

（答）

1. 留意事項の（６）において、「取締役会等」には、取締役会のほか、常務会、経営会議等の、経営陣レベルによって構成される経営に関する事項を決定する組織（以下「常務会等」という。）も含むとされています。しかしながら、経営の意思決定については様々な形態がありますので、形式的に名称が「常務会」「経営会議」等となっていたとしても、十分とはいえない可能性もあります。同様に、決議機関か協議機関かで判断することはなく、個々の金融機関における意思決定プロセスの実態を十分踏まえ、事実上の意思決定機関といえる状況にあるかどうか検証します。
2. 例えば、代表取締役が経営会議による議論をまったく尊重せず、独断で決定しているような実態があれば、経営会議は事実上経営に関する事項を決定することができないのであり、「取締役会等」に該当しない場合もあると考えられます。
3. なお、留意事項（６）②においては、「なお、取締役会等の役割とされている項目についても、取締役会自身において決定することが望ましいが、常務会等に委任している場合には、取締役会による明確な委任があること、常務会等の議事録の整備等により事後的検証を可能としていることに加え、取締役会への結果報告や常務会等に監査役の参加を認める等の適切な措置により、十分な内部牽制が確保されるような態勢となっているかを確認する必要がある」とされています。

（１－１１）管理者のレベルで考えるべき点と、部門のレベルで考えるべき点との切り分けはどのようなになっているのですか。

（答）

1. 管理者は、部門のトップとして部門の態勢を具体的に整備する役割を担う者として一般に整理しています。
2. 部門は、管理者の指示により、実際の管理活動を行うものとして一般に整理しています。

(1-12) 各管理態勢における【…プロセスの見直し】では、「定期的に又は必要に応じて随時」と記載されており、「定期的」とは各事案に応じて検討されるものと考えますが、事案によっては2～3年の周期で見直しを行うことも認められるという理解でよいでしょうか。

(答)

「定期的」については特段年限を定めておりませんが、見直しのプロセスが有効に機能しているかという観点から判断することとなります。

(1-13) 取締役でない「執行役員」は、担当取締役を含むと考えてよいでしょうか。

(答)

1. 「執行役員」は、「執行役」(委員会設置会社の業務執行をおこなう機関(会社法第418条))と異なり、業務執行に関しては相当の裁量権限を有するものの、法的には会社の機関ではなく、一種の重要な使用人(会社法第362条第4項第3号)に該当します。

2. 改訂金融検査マニュアルにおいては、執行役員が担当取締役の役割と責任を負っているような場合には、次のように扱うこととしています。

「担当取締役としての役割及び責任について、いわゆる執行役員(非取締役)が担っている場合には、当該執行役員が取締役会により担当取締役と実質的に同等の権限を付与されているか、責任の所在が明確になっているか、担当する業務執行について取締役会による十分な監視が行われているか、等を総合的に検証した上、各チェックリスト上担当取締役に求められる役割及び責任を十分果たしているか検証するものとする。」(【留意事項】(4)③に記載)

2. 経営管理（ガバナンス）態勢－基本的要素－

（2-1）経営管理（ガバナンス）において重要なことは何ですか。また、検査においては何を検証しますか。

（答）

1. 金融機関の経営管理（ガバナンス）が有効に機能するためには、①適切な内部管理の観点から、取締役をはじめとする役員が、高い職業倫理観を涵養し、全ての職員に対して内部管理の重要性を強調・明示する風土を組織内に醸成すること及び②各役職員が、内部管理の各プロセスにおける自らの役割を理解し、プロセスに十分に関与することが重要です。

2. 経営管理（ガバナンス）態勢の確認検査用チェックリストでは、金融機関の経営管理の基本的要素が機能しているかを検証することとしています。

具体的には、①代表取締役、取締役及び取締役会による経営管理（ガバナンス）態勢、②内部監査態勢、③監査役による監査態勢、④外部監査態勢といった4つの金融機関における基本的要素がその機能を実効的に発揮しているかという観点から、それぞれ検証することとしています。

（2-2）「経営管理（ガバナンス）態勢」と各管理態勢における「Ⅰ. 経営陣による態勢の整備・確立状況」の関係はどのようになっていますか。

（答）

1. 「経営管理（ガバナンス）態勢」は、金融機関の経営管理の基本的要素となる部分を検証するものです。

一方、各態勢における「Ⅰ. 経営陣による態勢の整備・確立状況」は、金融機関が整備・確立すべき各態勢に関し、経営陣がどのようなガバナンスを発揮して具体的に態勢の整備・確立を行っているかを検証するものです。

2. 例えば、ある管理態勢について、取締役の認識が不十分であり、取締役会において適切な管理方針が定められていないのではないかという点については、各態勢の「Ⅰ. 経営陣による態勢の整備・確立状況」で検証する一方、そもそも取締役会が形骸化しており、その役割を果たしていないのではないかという点については、「経営管理（ガバナンス）態勢」で検証するものです。

3. また、例えば、取締役会が内部監査部門に対し十分な権限を与えていなかったことから、内部監査がその機能を発揮していないような場合には、「経営管理（ガバナンス）態勢」の【内部監査部門の態勢整備】の問題として検証することにな

り、一方、例えば、内部監査実施要領の記載が十分でなく、監査すべき項目が脱落していたために監査漏れが生じたような場合には、漏れが生じている態勢の「Ⅰ. 経営陣による態勢の整備・確立状況」の問題として検証することになります。

【経営管理 Ⅰ. 1. ③】

(2-3)「内部管理基本方針」の検証が新設されましたが、これは何ですか。

(答)

1. 改訂金融検査マニュアルにおいて「内部管理基本方針」とは、「当該金融機関の業務の健全性・適切性を確保するための態勢の整備に係る基本方針」としております（経営管理Ⅰ. 1. ③）。また、「内部統制基本方針」「内部統制方針」「内部管理方針」等の名称のいかんを問わず、検証することとしています。（経営管理脚注1）
2. なお、会社法の適用のない金融機関については、会社法上の要件を充足する必要はありませんが、当該金融機関の内部管理を適切に行う上での基本的な事項が適切に記載されているかを検証することになります。

【経営管理 Ⅰ. 3. ④】

(2-4) Ⅰ. 3. ④【新規商品等審査に関する取扱い】について、新規商品等はどのように決めるのですか。また、審査の主体・内容や方法についてはどのように考えればよいですか。

(答)

1. 新規商品等の導入は、従来の業務に加え、新たなリスクや法令上の問題を生じさせるものであり、その導入の可否や導入に伴う態勢整備について、入り口段階での慎重な検討が必要と考えられることから、その審査について検証の対象としたものです。
2. 新規商品等の定義は、この趣旨を踏まえ、各金融機関が定めるものですが、定義が狭く、審査がほとんど行われていない等、その機能が達成されていないと懸念される場合には、その定義の適切性を検証することになります。また、審査の主体・内容や方法も金融機関が決めていることを前提に、その審査の実効性を検証します。

(2-5)「モニタリング」とは何ですか。

(答)

業務運営の状況やリスクの状況の報告を適時に受け、または調査させることによって、経営の現状を的確に把握し、方針の有効性・妥当性や全体としての態勢の実効性を検証することを意味しています。また、改訂金融検査マニュアルにおける「モニタリング」には、法令、方針、内部規程等に反する懸念のある行動を抑止することも含むものとしています。

【経営管理 I. 3. ③】

(2-6)「原資料」とは何ですか。

(答)

1. 取締役会等の議事録については、どのような議論がなされたか具体的に記載されていないなど簡潔に記載されていることがありますが、経営管理の観点からは、取締役会等における議案及び議事の内容の詳細な記録が残されていなければその適切性を検証することができないため、「原資料と併せて」「議案及び議事の内容の詳細が確認できるものとなっているか。」を検証することとしました。
2. 原資料の例としては、例えば、議事録として整えられる前に作成された議事の詳細な記録、発言内容メモや、会議に提出された資料等が挙げられますが、これらに限られるものではなく、経営管理の観点から必要となるものを適切に保存及び管理しているかを検証するものです。

【経営管理 III. 1. ③】

(2-7)「監査役は、監査役及び監査役会を補佐する適切な人材を、適正な規模で確保しているか」とありますが、選任しなければならないのでしょうか。また、兼担者では適切ではないことになるのでしょうか。

(答)

適切な人材を適正な規模で確保することを求めているだけであり、「適正な規模」の解釈として、補佐のための人員がなくとも、監査役の職務を十分遂行できる場合や兼担者で十分に補佐業務が遂行できる場合には、補佐のための専担者を選任しなくとも不適切とするものではありません。

3. 金融円滑化編

（３－１）金融円滑化において重要なことは何ですか。また、検査においては何を検証しますか。

（答）

1. 金融機関にとって金融円滑化管理態勢の整備・確立は、金融機関の業務の健全性及び適切性の確保のため必要不可欠なものであり、経営陣には、金融円滑化管理方針を決定し、組織体制の整備を行うなど、金融機関の業務の全般にわたる金融円滑化管理態勢の整備・確立を自ら率先して行う役割と責任があります。

2. 検査においては、

- ・顧客の経営実態等を踏まえて、適切に新規融資や貸付条件の変更を行うこと
- ・債務者の経営実態を踏まえて、経営相談・経営指導及び経営改善に関する支援を行なうこと
- ・与信取引に関し、顧客に対する説明が適切かつ十分に行われること
- ・顧客からの与信取引に係る問い合わせ、相談、要望及び苦情への対応が適切に実施されること

等を確保するための態勢が有効に機能しているかについて検証することになります。

（３－２）時限立法である中小企業金融円滑化法は失効しますが、「金融円滑化編」も時限措置ではないのですか。また、今回（平成 25 年 3 月）、どのような改定が行われたのですか。

（答）

1. 「金融円滑化編」は、検査において金融円滑化及び中小企業金融円滑化法の実効性確保のために特に留意すべき項目を整理し、着眼点を明確化するため、平成 21 年 12 月に策定したものであり、策定時から、「時限立法である中小企業金融円滑化法に係る項目以外の項目は、同法の期限が到来した後の検査においても適用することとし、恒久措置」として位置づけています。

2. 平成 25 年 3 月の改定においては、時限立法である中小企業金融円滑化法に係る項目を削除するとともに、金融円滑化の重要性に鑑み、

- ・円滑な資金供給（新規の信用供与を含む。）や貸付条件の変更等に係る項目
- ・他の金融機関等との連携に係る項目

等を追加したところです。

（３－３）金融円滑化編の対象となる金融機関を教えてください。

（答）

1. 「金融円滑化編」は、金融検査マニュアル【本マニュアルにより検査を行うに際しての留意事項】（１）に掲げる金融機関のうち、外国銀行の在日支店を除く金融機関を対象とすることとしています。
2. なお、外国銀行の在日支店については、中小企業向け融資等が少ないと考えられることから、「金融円滑化編」の対象から除いていますが、業務の特性等を踏まえ、金融円滑化の観点から必要があれば、適宜検証することとなります。

【金融円滑化 Ⅰ. 2. ②】

（３－４）金融円滑化管理については、他のリスク管理などとコンセプトが異なり、部門の設置を求めています。なぜこのようになっているのでしょうか。

（答）

1. 「金融円滑化編」では、現在の金融機関の金融円滑化の取組みや組織体制のあり方が様々であること、金融機関による金融円滑化のための自主的な取組みのインセンティブを阻害しないようにすること等を踏まえ、他のチェックリストとはやや異なる枠組みにしています。
例えば、金融円滑化管理責任者の所属を例示することは、金融機関の取組みを固定化してしまう可能性があり、ここでは明示していません。したがって、検査においては、金融円滑化管理責任者に求められる役割・機能が実効的に発揮され、問題が生じていないかという観点から検証を行うこととなります。
2. なお、金融円滑化管理責任者は、「金融円滑化管理態勢を整備・確立するための金融円滑化管理全般を統括する責任者」という位置付けとしています。このように、金融円滑化管理責任者は、基本的には、他の管理態勢における管理部門の管理者と同等のレベルの役割・責任を担うことを想定しています。

【金融円滑化 Ⅲ. 1. ①（vi）】

（３－５）「顧客からの新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対し、顧客の実情にそぐわない担保・保証の要求、貸付条件の提示、金利の引上げ等を行っていないか。」とありますが、今後、金融機関側から、追加担保・保証の要求や、貸付条件の提示、金利の引上げ等を申し入れてはならないのでしょうか。

（答）

1. 本項目は、金融機関側からの追加担保・保証の要求や、貸付条件の提示、金利の引上げ等の申し入れを一律に禁止するものではありません。
2. ただし、そのような場合には、例えば、顧客の返済能力や担保余力、金融機関が経営相談・経営指導や経営改善計画の策定支援といった取組みを行うことによる経営改善の見通しなどといった顧客の実情を十分に考慮するとともに、これまでの取引関係や顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえた、顧客の理解と納得を得ることを目的とした十分な説明を行う必要があると考えます。

【金融円滑化 Ⅲ. 1. ② (i)】

(3-6) 新規融資や貸付条件の変更の申込みを謝絶する場合について、これまでの取引関係や顧客の知識・経験及び財産の状況等を踏まえた十分な説明を行えば、最終的に顧客の理解と納得を得ることができないとしても問題はないでしょうか。

(答)

金融機関においては、顧客の理解と納得を得ることを目的とした説明を行うよう努めることが重要です。なお、最終的に顧客の納得が得られない場合も考えられますが、このような場合には、その後の適切な対応（顧客サポート等）が必要であると考えます。

【金融円滑化 Ⅲ. 1. ② (iv)】

(3-7) 顧客から新規融資や貸付条件の変更の相談・申込みを受けた場合の記録の作成・保存について、どの程度具体的な相談・申込みがあった場合にこれを行えばよいでしょうか。

(答)

1. 記録の作成・保存は、金融機関が自らの金融円滑化管理態勢を事後検証するためや顧客とのトラブルの回避などのために行うものです。したがって、各金融機関においては、こうした目的が達成できるよう、適切に記録の作成・保存を行う必要があります。
2. なお、当該記録については、例えば、営業日誌に記録するなど、金融機関の業務実態等を踏まえた適切な方法により行うことが考えられます。

【金融円滑化 Ⅲ. 2. ② (i)】

(3-8) 「取引先である中小・零細企業等に対する経営相談・経営指導及び経営改善計画の策定支援等の取組み等」として示されている項目については、これらの対応をすべて行う必要があるのでしょうか。

(答)

1. 金融機関が経営相談・経営指導や経営改善計画の策定支援等のコンサルティング機能を発揮することは、金融の円滑化を図る観点から極めて重要です。本項目はあくまでも例示であり、これらすべての項目について対応を求めるものではありませんが、各金融機関においては、本項目に例示された事項を参考に、それぞれの規模・特性を踏まえ、創意工夫を発揮した対応を行う必要があると考えられます。
2. また、本項目に例示されていない事項であっても、例えば、資金繰りや売上げ等に係る経営改善指導、財務書類の作成や後継者育成等に係る相談など、取引先である中小・零細企業等の身の丈・ニーズをあった身近な情報提供・経営相談・経営指導に取り組むこと等が重要であると考えられます。

【金融円滑化 Ⅲ. 3. ③ (i)】

(3-9) 保証会社との「緊密な連携」とは具体的にどのようなことを行えばよいのでしょうか。

(答)

1. 保証会社が保証を付与しない場合や条件変更に応じない場合には、例えば、可能な範囲で、保証会社に理由を確認した上で顧客に説明することや説明の際に保証会社の担当者を同席させること、金融機関単独での説明に納得しない顧客に対し、保証会社と連携して説明をすることなどが考えられます。
2. いずれにしても、顧客の理解と納得が得られるよう、適切な説明を行うことが重要です。

【金融円滑化 Ⅲ. 3. ③ (i)、(ii)】

(3-10) 保証会社における審査や保証会社が代位弁済により取得した債権の回収行為（求償権の行使）について、金融機関としてどのように指導・協議・要請等を行えばよいのでしょうか。

(答)

1. 保証会社が子会社の場合においては、当該保証子会社において適切な審査や債権回収が行われるよう、子会社管理の一環として当該保証子会社に対し、必要に

応じて指導等を行う必要があると考えます。

2. また、保証会社の子会社でない場合でも、例えば、顧客から金融機関に、当該保証会社の審査や債権回収について苦情や相談が寄せられているようであれば、当該保証会社において適切な審査や債権回収が行われるよう、必要に応じて協議や要請等を行う必要があると考えます。

4. 法令等遵守態勢

(4-1) 法令等遵守態勢において重要なことは何ですか。

(答)

金融機関にとって法令等遵守態勢の整備・確立は、金融機関の業務の健全性及び適切性を確保するための最重要課題の一つであり、経営陣には、法令等遵守態勢の整備・確立のため、法令等遵守に係る基本方針を決定し、組織体制の整備を行う等、金融機関の業務の全般にわたる法令等遵守態勢の整備・確立を自ら率先して行う役割と責任があります。

【法令等 I. 2. ②(i)】

(4-2) 「金融機関の様々な部署に散在する法令等遵守に関する情報」とは、具体的にどのようなものをいうのでしょうか。

(答)

1. 既に発生した法令等違反行為に関する情報以外にも、法令等違反の未然防止や再発防止に役立つ様々な情報を含みます。
2. 法令等違反の未然防止や再発防止に役立つ様々な情報とは、例えば、顧客サポート等管理責任者が把握する情報のうち、反復継続して起きる相談・苦情等の中でも特に法令等違反に結びつく懸念のある事例に関する情報などが挙げられます。

【法令等 I. 2. ②(iv)】

(4-3) 「コンプライアンス統括部門が他の業務との兼務をする場合」とは、どのような場合のことをいうのでしょうか。例えば、コンプライアンス統括部門が内部監査部門の役割も有している場合、どのように判断すればよいですか。

(答)

コンプライアンス統括部門が、他の業務、例えば、内部監査に係る業務などを兼任しているような場合を想定しています。この場合に、営業推進部門等からの干渉を防止し、コンプライアンス統括部門の有する機能を阻害しない態勢になっているかを検証するものです。

【法令等 I. 2. ③(iii)】

(4-4)「コンプライアンス担当者」と「コンプライアンス・オフィサー」とはどのような違いがあるのでしょうか。

(答)

1. 「コンプライアンス・オフィサー」は、例えば、海外拠点等のようにコンプライアンス統括部門による日常のモニタリングが困難な事情のある場合に、当該拠点の法令等遵守を確保する役割を負うものとしています。
2. 一方、「コンプライアンス担当者」は、管理者やコンプライアンス統括部門と連携し、各業務部門の情報を収集し伝達するなど、モニタリングのための役割を負うものとしています。

【法令等 I. 2. ④、⑤等】

(4-5)「法令等遵守方針」「コンプライアンス・マニュアル」「コンプライアンス・プログラム」の関係を教えてください。

(答)

1. 法令等遵守方針とは、取締役会が経営方針に則り定めた法令等遵守に係る基本方針のことです。
2. コンプライアンス・マニュアルとは、取締役会が管理者に、法令等遵守方針及び法令等遵守に関する取り決めを明確に定めた内部規程（法令等遵守規程）に沿って策定させた、役職員が遵守すべき法令等の解説、違反行為を発見した場合の対処方法等を具体的に示した手引書のことです。
3. コンプライアンス・プログラムとは、取締役会が管理者に、コンプライアンスを実現させるために法令等遵守方針及び法令等遵守規程に沿って策定させた具体的な実践計画（内部規程の整備、職員等の研修計画など）のことです。

【法令等 I. 2. ④】

(4-6)「コンプライアンス・マニュアルの重要な見直し」とありますが、具体的にどのような場合が重要な見直しに該当するのでしょうか。

(答)

1. 「重要な見直し」に該当するか否かについては、役職員の行動に実質的な影響を与えるものであるかがポイントになります。例えば、金融機関の業務に関する法令改正に伴うコンプライアンス・マニュアルの見直しであったとしても、法令改正の内容がいわゆる条ずれの範囲に留まるようなものであれば、当該法令改正に

伴うコンプライアンス・マニュアルの見直しは「重要」なものとは考えられません。

2. 他方、法令改正により、役職員が取るべき行動自体が変化するようなもの、具体的には新たな義務が課されるものや、禁止行為が新設される等の場合には、当然コンプライアンス・マニュアルもその内容が見直され、周知が図られなければ、金融機関の業務の適切性が確保できない可能性があると考えられ、こういった場合には「重要な見直し」といえるのではないかと考えられます。

3. いずれにしても、個別に事例に即して考える必要があります。

【法令等 Ⅲ. 1. (1)②】

(4-7)「取引時確認に関する責任者又は担当部署を設置」とありますが、取引時確認に関する独立の部署と責任者を設ける必要がありますか。

(答)

取引時確認に関する責任者又は担当部署が果たすべき役割・機能が実効的に発揮されている限り、別の部署との兼任とすることも考えられます。

【法令等 Ⅲ. 1. (2)②】

(4-8)「疑わしい取引に関する責任者又は担当部署を設置」とありますが、疑わしい取引に対応するための独立の部署と責任者を設ける必要がありますか。

(答)

疑わしい取引に関する責任者又は担当部署が果たすべき役割・機能が実効的に発揮されている限り、別の部署との兼任とすることも考えられます。

【法令等 Ⅲ. 2. ②】

(4-9)「反社会的勢力に関する内部・外部情報の収集、分析、更新（情報の追加、削除、変更等）及び一元的管理を行う部署の設置」とありますが、反社会的勢力に対応するための独立の部署を設ける必要がありますか。

(答)

反社会的勢力に関する内部・外部情報の収集、分析、更新（情報の追加、削除、変更等）及び一元的管理を行う部署の果たすべき役割・機能が実効的に発揮されている限り、別の部署との兼任とすることも考えられます。

【法令等 Ⅲ. 1、2】

(4-10) Ⅲ. 個別の問題点において、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」等の遵守態勢については、「1. 組織犯罪等への対応」及び「2. 反社会的勢力への対応」において、具体的な検証項目が記載されています。一方で、金融機関に適用のあるその他の法令等の遵守態勢については、具体的な検証項目は記載されていませんが、検証されるのですか。

(答)

Ⅲ. 個別の問題点における「1. 組織犯罪等への対応」及び「2. 反社会的勢力への対応」の検証項目は、あくまでも、検査官が法令等遵守態勢を検証する際の「代表的な法令等に関連する着眼点」として、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」等に関連する着眼点を記載しているものです。したがって、金融機関に適用のあるその他の法令等についても、金融機関の業務の健全性及び適切性を確保する観点から、その法令等違反の防止のための適切な態勢が整備・確立され、実際に法令等違反が生じていないかを検証することとなります。

【法令等 Ⅲ. 5】

(4-11) なぜ、リーガル・チェック等態勢をチェックすることとしているのですか。

(答)

法令等遵守の徹底を図るためには、金融機関が行う法的なリスクの高い取引や法令等遵守の観点から疑念のある取引等について、事前に検証するための適切な態勢を整備することが重要です。この観点から、金融機関がリーガル・チェック等に係る態勢を自ら整えているかを検証することとしたものです。

5. 顧客保護等管理態勢

(5-1) 顧客保護等管理において重要なことは何ですか。また、検査においては何を検証しますか。

(答)

1. 顧客保護等管理については、金融機関の経営陣をはじめとする各役職員が、顧客の視点から自らの業務を捉えなおし、不断に検証し改善する姿勢が重要であり、金融機関に対する公共の信頼は、このような絶えざる見直しの努力の上に成り立つものであることを十分に理解していることが重要です。

2. 検査においては、

- ・ 顧客に対する説明が適切かつ十分に行われること、
 - ・ 顧客からの相談・苦情等への対処が適切に処理されること、
 - ・ 顧客の情報が漏洩防止の観点から適切に管理されること、
 - ・ 業務の外部委託時の業務遂行の的確性及び顧客情報の適切な管理、
- 等を確保するための態勢が有効に機能しているかについて検証することとなります。

【顧客 I. 1. ②】

(5-2) 顧客説明について教えてください。法令による説明義務との関係はどのように考えればよいのでしょうか。

(答)

顧客説明とは、顧客に対する取引又は商品の説明及び情報提供のことをいいます。顧客説明については、法令による説明義務を果たしていることのほか、金融機関が顧客の視点に立ち自ら定めた顧客保護及び利便の向上に向けた管理の方針（顧客保護等管理方針）等に基づき、顧客説明管理態勢が実効的に機能しているかといった観点からも検証することとなります。

【顧客 I. 1. ②(i)】

(5-3) 顧客サポート等について教えてください。なぜ、苦情処理ではなく顧客サポート等という概念を用いているのですか。

(答)

1. 顧客サポート等とは、「顧客からの問い合わせ、相談、要望及び苦情（以下「相談・苦情等」という。）への対処」のことです。

2. 旧マニュアルにおいては、苦情処理としておりましたが、「苦情」という整理では、

①現場において「苦情」の概念を狭く捉えてしまうケース

②「苦情」の概念を現場で判断することは難しく、本部に伝えるべきものが伝わっていないケース

③「苦情」には当たらないものの、経営改善のために経営陣に伝えるべき情報があってもそれが活かされていないケース

等が見られたところでした。その結果として、早期の改善策実施により解決できたはずの問題が放置されているという事案が見られていました。

3. そこで、顧客サポート等という概念の導入により、「苦情」に限定せず、「相談・苦情等」という顧客からの声にどのように対処するかという観点から検証することとしました。

【顧客 I. 1. ②(i)】

(5-4) 顧客情報管理について教えてください。対象は個人情報に限られますか。

(答)

1. 顧客情報管理とは、顧客の情報が漏えい防止の観点等から適切に管理されることをいいます。

2. 個人情報の管理については、個人情報の保護に関する法律や金融分野における個人情報保護に関するガイドライン等に基づき、個人情報の適切な管理を行うことは、言うまでもありませんが、検証ポイントにおいて、顧客とは、「預金者等を含めた金融機関の業務の利用者」とあるように、顧客情報管理の対象は個人情報に限らず、法人等の情報も含みます。

(5-5) 旧マニュアルにあった顧客管理は、改訂金融検査マニュアル（平成 19 年 2 月改訂）ではどのように整理されたのでしょうか。

(答)

顧客管理は、旧マニュアルにおいては、「金融機関がテロ資金供与やマネー・ローンダリング等に利用されることを防ぐための顧客の本人確認及び疑わしい取引の届出等を行うことをいう。」とされており、法令等遵守及び事務リスクに分類されていました。一方、改正前の金融検査評価制度においては、「法令等遵守態勢」、「顧客保護等管理態勢」における項目とされていました。

改訂金融検査マニュアル（平成 19 年 2 月改訂）においては、改めて「顧客管理」として求められる機能を体系に沿って整理し、「法令等遵守態勢」における本

人確認（平成 25 年 4 月以降は「取引時確認」と疑わしい取引として位置づけました。

【顧客Ⅱ. 4等、オペⅢ. 3】

（5-6）外部委託管理について教えてください。オペレーショナル・リスク管理態勢との関係はどのようになっていますか。

（答）

1. 外部委託管理とは、基本的には、経営陣において管理が必要と考える外部への業務の委託に関する管理のことです。例えば、計算業務、現金輸送、電子計算機に関する事務、文書作成・保管・発送業務、現金自動支払機の保守・点検業務などを第三者に対して委託する場合があります。
2. 外部委託を行う場合には、委託する業務の規模・特性に応じ、金融機関は顧客保護や当該外部委託業務に内在するオペレーショナル・リスクを適切に管理することが求められます。したがって、外部委託管理については、顧客保護の観点からは顧客保護等管理態勢で検証し、リスク管理の観点からは、オペレーショナル・リスク管理態勢で検証することとなります。

（5-7）顧客保護については、他のリスク管理などとコンセプトが異なり、部門の設置を求めています。なぜこのようになっているのでしょうか。
また、具体的にどのような態勢を念頭においているのですか。

（答）

1. 顧客保護等管理態勢の確認検査用チェックリストは、現在の金融機関の顧客保護の取組みや組織体制のあり方が様々であること、金融機関による顧客保護のための自主的な取組みのインセンティブを阻害しないようにすること等を踏まえ、柔軟な構造による検証を可能にするため、他のチェックリストとはやや異なる枠組みにしています。
例えば、各管理責任者の所属や専門部署の担当者の所属を例示することは、金融機関の取組みを固定化してしまう可能性もあり、ここでは明示していません。したがって、各顧客保護等の管理責任者に求められる役割・機能が実効的に発揮され、問題が生じていないかという観点から検証を行うこととなります。
2. なお、例えば、顧客説明管理責任者は、「顧客に対する適切な説明を確保する態勢を整備・確立するための顧客に対する説明の管理全般を統括する責任者」という位置付けとしています。このように、各顧客保護等の管理責任者は、基本的には、他の管理態勢における管理部門の管理者と同等のレベルの役割・責任を担う

ことを想定しております。

6. 統合的リスク管理態勢

【統合的 検証ポイント】

(6-1) 統合的リスク管理、「統合リスク管理」、「統合リスク管理」によらない統合的リスク管理とは何ですか。

(答)

1. 統合的リスク管理とは、金融機関の直面するリスクに関して、自己資本比率の算定に含まれないリスク（与信集中リスク、銀行勘定の金利リスク等）も含めて、それぞれのリスク・カテゴリー毎（信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク等）に評価したリスクを総体的に捉え、金融機関の経営体力（自己資本）と比較・対照することによって、自己管理型のリスク管理を行うことをいいます。
2. 「統合リスク管理」とは、統合的リスク管理方法のうち各種リスクをVaR等の統一的な尺度で計り、各種リスクを統合（合算）して、金融機関の経営体力（自己資本）と対比することによって管理するものをいいます。
3. 「統合リスク管理」によらない統合的リスク管理とは、例えば、各種リスクを個別の方法で質的又は量的に評価した上で、金融機関全体のリスクの程度を判断し、金融機関の経営体力（自己資本）と対照することによって管理するものをいいます。

【統合的 検証ポイント】

(6-2) 複雑又は高度なリスク評価方法が、全ての金融機関にとって適切な方法であるとは限らないのは、なぜですか。

(答)

1. 金融機関が採用すべきリスク評価方法の種類や水準は、金融機関の戦略目標、業務の多様性及び直面するリスクの複雑さによって決められるべきものです。
2. 例えば、単純なリスクしか抱えていない金融機関が先進的な手法を採用することにより、かえって実効的なリスク管理ができなくなるおそれがありますので、リスクをコントロールする上で自らが活用しやすい手法によって管理すべきであると考えます。
3. また、金融機関のリスク・プロファイルによっては、複雑又は高度なリスク評価方法を採用するより、単純なリスク評価方法を採用した場合のほうがより高度

なりリスク管理を実現できる場合があると考えます。

【統合的 検証ポイント】

（６－３）金融機関が採用しているリスク評価方法の複雑さ及び高度化の水準に見合った適切な統合的リスク管理態勢とはどういうことですか。

（答）

1. 複雑又は高度なリスク評価方法を採用する場合、経営陣及び管理者は、その複雑又は高度なリスク評価方法を十分に理解し、その弱点・限界を踏まえたリスク管理を行う必要があります。
2. また、採用した評価方法（評価手法、前提条件等）の妥当性について、定期的に又は必要に応じて随時、理論面及び実証面から検証を実施する態勢を整備する必要もあります。

【統合的 I. 1. ③、I. 2. ①】

（６－４）統合的リスク管理に関して記載すべき項目を全て包含する独立した「統合的リスク管理方針」及び「統合的リスク管理規程」を策定する必要はなく、複数の方針等において網羅的に定められていればよい、との理解でよいですか。

（答）

1. 複数の方針によって統合的リスク管理方針を代替する場合があります。その場合、各方針が網羅的かつ有機的に一体の統合的リスク管理方針として機能して、自己資本比率の算定に含まれないリスクも含め金融機関が直面するリスクが総体的に捉えられ、自己管理型のリスク管理を行う上で適切な方針となっているかを検証します。
2. また、内部規程（統合的リスク管理規程）についても同様です。

【統合的 I. 2. ⑦、Ⅲ. 1. (5)②】

（６－５）内部監査実施要領に記載すべき項目として例示している項目（I. 2. ⑦）と、統合リスク計測手法を用いている場合における内部監査の監査範囲として列挙している項目（Ⅲ. 1. (5)②）との関係はどのようなになっているのですか。

（答）

1. 前者は、統合的リスク管理における内部監査の監査範囲の例示を記載していま

す。後者は、統合リスク計測手法を用いている場合の内部監査の監査範囲を記載しています。

2. 前者については、例示であることから、内部監査の範囲とするか否かは金融機関が、その必要性について検討し判断することになります。

【統合的 II. 1. ③】

(6-6) 統合的リスク管理システムとは特別なシステムが必要なのですか。

(答)

1. 統合的リスク管理システムとは、信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク等のさまざまなリスクを業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに応じて統合的に管理するシステムのことをいい、このシステムには中央集中型の汎用機システムや分散系システムのほか、EUC（エンド・ユーザー・コンピューティング）によるものも含まれます。
2. したがって、このシステムについては各金融機関の業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに応じた適切なシステムであることは必要ですが、全ての金融機関に大規模かつ高度化・精緻化された特別なシステムが必要となるわけではなく、例えば、パソコンの表計算ソフト等を利用した統合的リスク管理システムであっても、十分にその機能を充たし得る場合があると考えられます。

(6-7) 「リスク評価手法」と「リスク計測手法」とはどのような違いがあるのでしょうか。

(答)

1. 「リスク評価手法」とは、リスクの性質・傾向性、特性、大きさについて質的又は量的に分析し、損失の程度を判断する手法を指しています。
2. 他方、「リスク計測手法」とは、リスク評価手法の中でもリスクを量的に分析し、損失の程度を判断する手法を指しています。

【統合的リスク管理態勢に関する検証の考え方】

(6-8) 「統合的リスク管理態勢に関する検証の考え方」の位置づけはどのようなになっているのですか。

(答)

「統合的リスク管理態勢に関する検証の考え方」は、統合的リスク管理態勢を

検証するに際しての運用方針を示したものです。今後、当面の間はこの運用方針に基づいて実際の検証が行われることになります。

【統合的リスク管理態勢に関する検証の考え方】

(6-9)「統合的リスク管理態勢に関する検証の考え方」における「より大規模かつ複雑なリスク」とは何ですか。

(答)

1. 「より大規模なリスク」は、金融機関全体のリスクに占める割合と市場規模に対する相対的大きさによって判断されます。
2. 「複雑なリスク」については、リスク・プロファイルによって総合的に判断されます。例えば、オプション等のデリバティブの複雑さをもって直ちにリスクが複雑であるとはいえないことに留意が必要です。

7. 自己資本管理態勢

【自己資本 検証ポイント】

(7-1) 自己資本管理とは何ですか。

(答)

自己資本管理とは、自己資本充実に関する施策の実施、自己資本充実度の評価及び自己資本比率の算定を行うことです。そのうち、「自己資本充実度の評価」とは、金融機関の直面するリスクに関して、自己資本比率の算定に含まれないリスク（与信集中リスク、銀行勘定の金利リスク等）も含めて、それぞれのリスク・カテゴリー毎に評価したリスクを総体的に捉えたものを、金融機関の経営体力（自己資本）と比較・対照することによって、直面するリスクに見合った十分な自己資本を確保しているかを定性的及び定量的に評価することをいいます。

(7-2) 自己資本管理態勢の検証はどのように行われますか。

(答)

1. 自己資本管理態勢については、経営方針等によってその管理方法は様々であり、例えば資本計画等（戦略目標に照らして望ましい自己資本水準、必要となる資本調達額、適切な資本調達方法等が記載されている計画書）の立案・実行、自己資本充実度の評価、自己資本比率の算定、資本配賦運営等、役割が多岐にわたることから、①複数の方針・内部規程が策定され、複数の部門が役割分担している場合や、②統合的リスク管理部門が自己資本管理の役割も担っている場合もあります。
2. したがって、自己資本管理態勢の検証に当たっては、各金融機関の管理方法等の実態を踏まえた上で検証する必要があります。

例えば、①複数の部門が自己資本管理業務を連携して行っている場合には、それぞれの方針・内部規程及び部門の役割が整合的であり、それぞれの自己資本管理プロセスが有機的に機能しているかを検証し、また、②統合的リスク管理部門が自己資本充実度評価の役割を担っている場合は、自己資本管理態勢の自己資本充実度評価の検証項目と統合的リスク管理態勢の検証項目を一体として検証し、自己資本充実に関する問題点は自己資本管理態勢の問題点として検証します。

【自己資本 検証ポイント】

(7-3) 「統合的リスク管理部門が自己資本充実度評価の役割を担っている場合は、自己資本管理態勢の自己資本充実度評価の検証項目と統合的リスク管理態勢の検証項目を一体として検証し、自己資本充実に関する問題点は自己資本管理態勢の問題点として検証する」とありますが、統合的リスク管理態勢の検証項目で、（自己資本管理態勢の自己資本充実度評価の検証項目と）一体として検証する範囲とは、具体的にどの部分を指しているのですか。

(答)

統合的リスク管理態勢の検証に当たっては、統合的リスク管理態勢の検証項目に加えて、自己資本管理態勢の確認検査用チェックリストに記載されている自己資本充実度の評価に係る全ての検証項目についても検証を行います。この際、自己資本充実度の評価に係る検証項目について問題点が認められた場合には、自己資本管理態勢の問題点として管理態勢を評価することになります。

【自己資本 II. 1. ③】

(7-4) 「自己資本管理部門の態勢を整備し、牽制機能を発揮させるための施策を実施しているか」とは、何に対するどのような牽制機能ですか。

(答)

他の部門に報告を求める、営業推進部門等の干渉を受けずに自己資本充実度の評価・モニタリングを行うなど、主にII. 2 以降に記載している内容を適切に機能させるための牽制機能のことです。

8. 信用リスク管理態勢

(8-1) 信用リスクとは何ですか。

(答)

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランス資産を含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。このうち、特に海外向け信用供与について、与信先の属する国の外貨事情や政治・経済情勢等により金融機関が損失を被るリスクのことを、カントリー・リスクといいます。

【信用 I. 1. ③、I. 2. ①】

(8-2) 改訂金融検査マニュアルでは、「クレジット・ポリシー」に関する記述がありませんが、旧マニュアルにおける「クレジット・ポリシー」の概念は、改訂金融検査マニュアルにおいて、どこに組み込まれていると考えればよいのですか。

(答)

「クレジット・ポリシー」の概念は、「信用リスク管理方針」や「信用リスク管理規程」に包摂されていると考えて差し支えありません。なお、「クレジット・ポリシー」に方針や規程の内容が既に記載されているのであれば、「クレジット・ポリシー」をもって方針や規程と位置づけることも考えられます。

【信用 II. 1. ③】

(8-3) 信用リスク管理に関するシステムとしては、「与信に係る勘定系システム」、「信用格付の実施・管理システム」、「信用リスク量の算出・分析システム」、「信用リスク・アセットの算出システム」等が存在しますが、改訂金融検査マニュアルにおける「信用リスク管理システム」とは具体的にどのようなシステムを指すのですか。

(答)

「信用リスク管理システム」とは、信用リスク管理に係るシステム全般（エンド・ユーザー・コンピューティングによるものを含む）を指しています。具体的にどのようなシステムであるかは、金融機関により異なりますが、全体として業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合った信頼度の高いシステムを整備することが必要であると考えられます。

【信用 Ⅱ. 2. ①～③】

（８－４）信用リスク管理部門にはどのような部門がありますか。旧マニュアルにあった「与信監査部門」について記載されていないのはなぜですか。

（答）

1. 信用リスク管理部門としては、①審査部門、②与信管理部門、③問題債権の管理部門の３つの部門があり、これらを総称して信用リスク管理部門と位置づけています。なお、これらは必ずしも組織形態としての部門である必要はなく、機能として有効であるかを検証することとしています。
2. また、旧マニュアルにあった与信監査という表記は、金融機関によって与信監査という言葉の捉え方が区々となっていたため削除しました。今般の改訂では、ミドルオフィスの機能としての与信管理部門の機能と、内部監査部門の機能とを整理し明確化しています。

【信用 Ⅱ. 2. ①】

（８－５）シンジケート・ローンの記載を追加した趣旨及び検証に際しての留意点は何ですか。

（答）

1. レンダーである金融機関において、自らが与信管理を行うために必要な情報をアレンジャー及びエージェントから入手する態勢になっておらず、リスク管理が結果的に不十分となっている例が見受けられています（平成 17 検査事務年度 金融検査指摘事例集Ⅴ. 2.（４）参照）。そのため、今般の改訂では、信用リスク管理態勢に、例示として記載しました。
2. ＜顧客保護等管理態勢における検証 〔顧客 Ⅲ. 2.（１）④〕＞
例えば、アレンジャー業務における情報提供態勢について、紛争の未然防止のための態勢が整備されているかが検証項目となります。
3. ＜法令等遵守態勢における検証 〔法令等 Ⅲ. 4. ①〕＞
例えば、同スキームに、アレンジャー兼レンダーなど複数の立場で関与する場合等における利益相反性についての検討が必要な事案として、慎重な検討がなされる態勢となっているかが検証項目となります。

【信用 Ⅱ. 2. ①】

(8-6) 海外プロジェクトファイナンスに関するシンジケートローンに関しては、メガバンクや一部の地域銀行において、積極的に取り組む動きが認められます。海外プロジェクトファイナンスに関する融資審査・管理に関して、どのような点に留意すればよいですか。

(答)

1. 一般に、海外プロジェクトファイナンス（以下「海外 PF」という。）に関するシンジケートローンには、

- ① 多額の資金を必要とする特定の事業に対して、複数の金融機関から融資が実行される、
 - ② 案件の現地での状況の把握、事業の収益性、契約や各国の法制の理解などリスク分析や案件審査において、高度なノウハウが必要となる、
- といった特色があり、こうした点に留意して融資審査・管理を行う必要があります。

2. 特に地域銀行が海外 PF に参加する場合は、自らのリスク分析能力を不断に高め、適切なリスク管理を行うため、まずは、十分な情報収集が重要となります。

情報収集に当たっては、地域銀行自らが、そのリソースの中で最善を尽くすことが求められますが、海外 PF についてより知見を有するエージェント行等から可能な限り多くの情報提供（例えば、プロジェクト概要のみならずエージェント行等のリスク分析・評価についての情報提供）を受けることも考えられます。

その上で、以下の点について、しっかりと取り組む必要があると考えられます。

- ① （エージェント行等から得た情報も参考にしつつ）当該プロジェクトの中身やリスクを、自らの確に理解すること。
- ② カントリーリスクや与信集中リスク等を踏まえたストレステスト等を実施し、海外 PF のリスクが、自らの財務の健全性へ与える影響を分析すること。
- ③ （エージェント行等から得た情報も参考にしつつ）原契約書等の内容について、自ら分析する能力の向上を図ること。

3. 当局は、海外 PF に取り組む金融機関のリスク管理態勢について効果的な検証を実施すべく、より知見を有するエージェント行等における管理手法を参考としつつ、参加行における海外 PF のリスク管理態勢について検証を行います。具体的には、

- ① 地域銀行が参加する海外 PF に関して、エージェント行等を中心に、日頃のモニタリングを通じて定期的に情報を収集します。
- ② 地域銀行に対しては、日頃のモニタリングを通じて統合的リスク管理態勢の実態を把握し、必要に応じてターゲット検査を実施することとしております。その際、海外 PF に参加する地域銀行に対しては、(i) どのように情報収集を

行い、それを基にどのように海外 PF のリスク分析・評価を行っているか、
(ii) 海外 PF のリスクが自らの財務の健全性に与える影響について、どのように分析しているか等、多面的に態勢整備の状況について検証を行います。

【信用 Ⅲ. ⑥】

(8-7) 「大口与信先」の定義はありますか。例えば、オフサイト・モニタリングにおける定義と同一のものとすることも差し支えないですか。

(答)

1. 金融機関の経営に対して大きな影響を及ぼす可能性のある大口与信先がどのような先であるかは、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに応じて金融機関が自ら定義すべきものであり、各金融機関において定められた合理的な基準により抽出・把握することとなります。
2. 金融機関が検討した結果として、オフサイト・モニタリングと同一の定義になるということは差し支えありませんが、オフサイト・モニタリングと同一の定義であることをもって、自動的に適切と判断されるわけではありません。

【標準的手法の検証項目リスト、内部格付手法の検証項目リスト】

(8-8) 標準的手法、内部格付手法の検証項目リストと金融庁告示等との関係を教えてください。

(答)

1. 標準的手法の検証項目リスト及び内部格付手法の検証項目リストについては、検査官が標準的手法採用行や内部格付手法採用行における信用リスク管理態勢を具体的に確認するためのチェックリストとして、「銀行法第 14 条の 2 の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」(平成 18 年金融庁告示第 19 号)の内容を整理したものです。
2. したがって、検査においては、本検証項目リストを参考にして、告示及び「告示に関する Q & A」等に基づき検証を行うこととなります。

9. 資産査定管理態勢

(9-1) 資産査定管理とは何ですか。

(答)

1. 資産査定とは、金融機関の保有する資産を個別に検討して、回収の危険性又は価値の毀損の危険性の度合いに従って区分することであり、預金者の預金などがどの程度安全確実な資産に見合っているか、言い換えれば、資産の不良化によりどの程度の危険にさらされているかを判定するものです。なお、金融機関自らが行う資産査定のことを「自己査定」といいます。
2. 自己査定は、金融機関が信用リスクを管理するための手段であるとともに、適正な償却・引当を行うための準備作業となるものであり、この自己査定結果に基づき、貸倒等の実態を踏まえ、債権等の将来の予想損失額等を適時かつ適正に見積もり、償却・引当を行うこととなります。このような自己査定から償却・引当を行うまでの一連の管理を資産査定管理といいます。

【別表1 P3 1.(3) 自己査定結果の正確性の検証】

(9-2) プロジェクト・ファイナンスの査定における「見做し債務者区分」の定義はどのようなものですか。また、「見做し債務者区分」を付す理由は何ですか。

(答)

1. 「見做し債務者区分」とは、プロジェクトをあたかも債務者のように見做し、これに債務者区分を付すことです。
2. 現状でも多くの金融機関は、プロジェクト・ファイナンスに対して一般事業法人と同様に債務者区分を付しています。基本的にこの場合が見做し債務者区分を付すということに当たります。
3. なお、今回の改訂はプロジェクト・ファイナンスにおける回収の危険性の度合いをより明瞭化する観点からのものであり、基本的考え方を変更するものではありません。

【別表1 P19 1. (7) 自己査定基準の適切性の検証】

(9-3) プロジェクト・ファイナンス債権の回収の危険性の度合いの検証に用いる LTV、DSCRとは何ですか。

(答)

1. LTV（ローン・トゥー・バリュー）とは、借り入れ等の負債金額を資産価値で割った負債比率のことをいい、この数値が低いほど、価格変動に対する対応力が高く、損失の発生する可能性は低いとされています。
2. DSCR（デット・サービス・カバレッジ・レシオ）とは、各年度毎の元利返済前のキャッシュ・フロー、すなわち純収益が当該年度の元利支払所要額の何倍かを表す比率のことをいい、この数値が高いほど、ローンに係る元利金支払に関する安全性が高いことを示すとされています。
3. なお、今回の改訂では、プロジェクト・ファイナンス債権の回収の危険性の評価に際して、現時点において、一般的に認識されている指標である、LTV、DSCRをはじめ、合理的な手法で行う必要があることを明記したところです。

【別表1 P3 1. (3) 自己査定結果の正確性の検証】

(9-4) 代行割れの厚生年金基金の解散に伴い、債務者である中小企業が企業年金連合会（以下「連合会」という。）に積立不足額を納付することにより当該企業に損失が生じる場合においては、当該企業の債務者区分をどのように判断すればよいですか。

(答)

1. 金融検査マニュアルにおいては、中小企業の債務者区分については、当該企業の財務状況のみならず、当該企業の技術力等を総合的に勘案し、その経営実態を踏まえて判断することとされています。
したがって、債務者である中小企業が連合会に積立不足額を納付することにより当該企業に損失が生じ、赤字や債務超過となる場合であっても、こうした一時的な損失のみをもって債務者区分を判断することは適当ではなく、当該企業の技術力、販売力や成長性、代表者等の役員に対する報酬の支払状況、代表者等の収入状況や資産内容、保証状況と保証能力等を総合的に勘案し、その返済能力に大きな変化がないと考えられる債務者については、債務者区分を維持することと判断して差し支えありません。
2. なお、連合会に積立不足額を納付することにより当該企業の返済能力に問題が生じると認められる場合においても、当該企業の経営改善の見込み等を勘案しつつ、金融機関において、「合理的かつ実現可能性の高い経営改善計画」の策定を支援し、その結果、同計画が策定されている債務者については、債務者区分を「要

注意先」と判断して差し支えありません。

【別表1 P3 1. (3) 自己査定結果の正確性の検証】

(9-5) 減価償却費の負担により赤字となっているが、キャッシュ・フローは黒字であり、金融機関に約定どおり借入金を返済している中小企業については、債務者区分をどのように判断すればよいですか。

(答)

1. 債務者区分の判断に当たっては、金融検査マニュアルにおいて、「債務者区分は、債務者の実態的な財務内容、資金繰り、収益力等により、その返済能力を検討し、債務者に対する貸出条件及びその履行状況を確認の上、業種等の特性を踏まえ、事業の継続性と収益性の見通し、キャッシュ・フローによる債務償還能力、経営改善計画等の妥当性、金融機関等の支援状況等を総合的に勘案し判断するもの」とされています。
2. 一方で、中小・零細企業等の債務者区分の判断に当たっては、金融検査マニュアルにおいて、「当該企業の財務状況のみならず、当該企業の技術力、販売力や成長性、代表者等の役員に対する報酬の支払状況、代表者等の収入状況や資産内容、保証状況と保証能力等を総合的に勘案し、当該企業の経営実態を踏まえて判断するもの」とされており、これを受けて、金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕において、「企業が赤字で返済能力がないと認められる場合であっても、(中略)赤字の要因や返済状況、返済原資の状況を確認」し、返済能力について特に問題がないと認められる債務者については、債務者区分を「正常先」と判断して差し支えないものとされています。
3. 減価償却費の負担により赤字となっている債務者については、債務者区分の判断に当たり、金融検査マニュアルに記載されている「キャッシュ・フローによる債務償還能力」に問題が生じるおそれがありますが、仮にそのような場合であっても、金融機関に約定どおり借入金を返済している中小企業については、例えば、
 - ・減価償却を定率法で行っていることから、投資後初期の段階における減価償却費負担が大きいことが赤字の要因となっている場合や、
 - ・金融機関への返済資金を代表者等から調達している場合なども考えられますので、金融機関において、「赤字の要因や返済状況、返済原資の状況を確認」することが必要であり、その上で、返済能力について特に問題がないと認められる債務者については、その債務者区分を「正常先」と判断して差し支えありません。

【別表1 P11 1. (4) ② 備考】

(9-6) 一般担保として不適格なものとしてどのようなものがありますか。

(答)

保安林・道路・沼などは基本的に「客観的な処分可能性のあるもの」という要件を満たさず、一般担保としては不適格なものであると考えられます。これらについて、一般担保としている事例が認められたため、周知の観点から今回の改訂で不適格な旨明記したものです。

【別表1 P12 1. (4) ③ 自己査定結果の正確性の検証】

(9-7) 「担保評価額については、必要に応じ、評価額推移の比較分析、償却・引当などとの整合性」など多面的な視点から検証を行うとありますが、償却・引当などとの整合性とは具体的にどのようなことを意味しているのですか。

(答)

1. 担保評価と償却・引当とは表裏一体の関係にあるため、担保評価を検証する際には、償却・引当基準等との関係をも考慮することが必要であると考えられます。
2. 昨今の検査において、過年度の償却・引当（貸倒実績率等）データにおける破綻懸念先に対する債権の毀損実績を検証したところ、不動産担保評価の問題等からⅢ分類額を超える毀損実績が認められているにも関わらず、原因分析が不十分なことから、適正な償却・引当額が算出されていない事例等が認められているところです。したがって、担保評価に基づく分類額及び償却・引当額と過年度の償却・引当のデータとの不整合などが認められる場合には、今後の償却・引当額の算出等への影響も懸念されることから、検査に当たっては特に留意する必要性があるとの趣旨から記載を追加したものです。

【別表1 P12 1. (4) ③ 自己査定結果の正確性の検証】

(9-8) 土壌汚染、アスベストの評価については、具体的な評価基準や評価手法は確立されておらず、また影響度についても売買事例などの実例が乏しい中で、本記載を追加した理由は何ですか。

(答)

1. 土壌汚染、アスベストについては、担保評価に際して留意すべき基本的事項であると考えられるため、今般明確化の観点から記載を追加したものです。
2. どこまで実際に調査を行うかについては、問題発生の際の蓋然性の高さや、債務者の状況によって様々であり一概に申し上げることは困難ですが、例えば、問題が明らかになっている場合において、それを勘案しないということは、担保の目的

に照らし、適当でないものと考えます。

3. なお、一定の評価基準や評価手法に基づく評価や、売買事例などに基づく影響度評価といったことを、直ちに全担保に網羅的に適用し、再評価を行うべきという趣旨ではありません。

【別表1 P13 1. (4) ③ 自己査定結果の正確性の検証】

(9-9)「賃貸ビル等の収益用不動産の担保評価に当たっては、原則、収益還元法による評価とし、必要に応じて、原価法による評価、取引事例による評価を加えて行っているかを検証する」と改訂したのはどのような理由からですか。

(答)

1. 賃貸ビル等の収益用不動産の担保評価に当たっては、その収益性に着目した取引が多いことから、これを原則とすることを明確化することがその趣旨であり、収益還元法による評価に基づく価格のみによることを可としているものではありません。例えば、資料の限界などにより、収益還元法による評価の信頼性が乏しい場合には、原価法や取引事例による評価によってこれを補うことを想定しています。
2. なお、金融機関が有するすべての収益担保物件について、精緻な収益還元法による評価をこの際求めることとするという意味の改訂ではありません。

【別表1 P14 1. (4) ④ 自己査定結果の正確性の検証】

(9-10)「裁判所による最低売却価額」を「競売における買受可能価額」と改訂を行った理由は何ですか。

(答)

1. 裁判所の競売手続における最低売却価額制度に関して、民事執行法の改正（平成17年4月1日施行）によって、従来の最低売却価額に相当する「売却基準価額」から2割を控除した額を「買受可能価額」とすることとなり、買受申出は、この価額以上とされたことに伴い今回改訂を行いました。
2. したがって、債権保全の観点から、より回収が確実と見込まれる額として、買受可能価額を処分可能見込額としたものです。

【別表1 P14 1. (4) ④ 自己査定結果の正確性の検証】

(9-11) 依頼方法等に留意する理由は何ですか。

(答)

依頼方法、依頼先との関係に留意する理由は、例えば、鑑定先に自己に都合の良いデータを示し特定の価格で評価することを求めたり、関係の深い鑑定評価先に、恣意的な評価を算出してもらう等、評価の算出にあたり不適切な事例が見受けられたことを踏まえ、これらの点に留意することについて検査官に周知する目的から記載を追加したものです。

【別表1 P17 1. (5) ② 自己査定結果の正確性の検証】

(9-12) 保証が当該金融機関の子会社による場合において、「その支援等を控除した場合等の状況」とは具体的にはどのようなことですか。また、一般保証と判断する上で、それをどのように踏まえるのですか。

(答)

保証能力の検証に当たっては、当該事業会社の実態を十分に把握することが必要ですが、保証が子会社によるものである場合には、仮に親会社からの支援等がなかった場合の当該会社の状況を勘案することが、十分な実態把握につながる場合も想定されるため今回例示したものです。なお、「支援等」には保証料の補給や増資、その他実質的に支援に類似する行為を想定していますが、保証能力はこれらの実態を踏まえ総合的に勘案し判断することになります。

【別表1 P3 1. (3) (注)】

(9-13) 「十分な資本的性質が認められる借入金」とは、どのようなものですか。債務者の属性や資金用途等によって制限されるのですか。

(答)

1. 債務者の財務内容の把握、評価は、財務諸表の数字といった形式にとらわれず、実態的に行う必要があります。

「十分な資本的性質が認められる借入金」とは、貸出条件が資本に準じた借入金のことであり、当該借入金は、債務者区分の検討に当たって、資本とみなして取り扱うことが可能になります。

2. なお、本取扱いは、あくまでも借入金の実態的な性質に着目したものであり、債務者の属性（債務者区分や企業の規模等）、債権者の属性（金融機関、事業法人、個人等）や資金用途等により制限されるものではありません。

【別表1 P3 1. (3) (注)】

(9-14)「『十分な資本的性質が認められる借入金』とは、貸出条件が資本に準じた借入金」とのことですが、どのような観点から資本類似性を判断するのですか。

(答)

「十分な資本的性質が認められる借入金」は、借入金でありながら、資本とみなして取り扱うことを可能とするものであることから、貸出条件の面において、資本に準じた性質が確保されていることが必要です。

基本的には、償還条件、金利設定、劣後性といった観点から、資本類似性を判断することとなります。

【別表1 P3 1. (3) (注)】

(9-15)「十分な資本的性質が認められる借入金」として取り扱われるためには、どのような償還条件を設定すればよいですか。

(答)

1. 「十分な資本的性質が認められる借入金」の償還条件については、資本に準じて、原則として、「長期間償還不要な状態」であることが必要です。
2. 具体的には、契約時における償還期間が5年を超えるものであることが必要であり、金融機関の自己資本として算入できる期限付劣後債務についても、同様の取扱いとなっています。
3. また、期限一括償還が原則であり、例えば、(9-24)において、「十分な資本的性質が認められる借入金」として例示した日本政策金融公庫の「挑戦支援資本強化特例制度」も期限一括償還となっています。
ただし、期限一括償還でなくても、長期の据置期間が設定されており、期限一括償還と同視し得るような場合には、「十分な資本的性質が認められる借入金」とみなすことが可能です。

【別表1 P3 1. (3) (注)】

(9-16)「十分な資本的性質が認められる借入金」として取り扱われるためには、どのような金利設定をすればよいですか。

(答)

1. 「十分な資本的性質が認められる借入金」の金利設定については、資本に準じて、原則として、「配当可能利益に応じた金利設定」であることが必要です。

2. 具体的には、業績連動型が原則であり、赤字の場合には利子負担がほとんど生じないことが必要となりますが、その場合、株式の株主管理コストに準じた事務コスト相当の金利であれば、利子負担がほとんど生じないものとして「十分な資本的性質が認められる借入金」と判断して差し支えありません。

3. なお、赤字の場合の具体的な金利水準については、例えば、(9-24)において、「十分な資本的性質が認められる借入金」として例示した日本政策金融公庫の「挑戦支援資本強化特例制度」では0.4%または0.9%となっていますが、この水準に限定されるものではなく、金融機関や債務者の状況等に応じた事務コスト相当の金利であれば差し支えありません。

【別表1 P3 1.(3) (注)】

(9-17) 赤字の場合の具体的な金利水準については、「金融機関や債務者の状況等に応じた事務コスト相当の金利であれば差し支えありません」とのことですが、債務者の状況等に応じたコスト計算を行っていない場合には、どのようにすればよいですか。

(答)

「事務コスト相当の金利」については、債務者の状況等に応じたコスト計算を行い、事務コストを算出することが原則ですが、こうしたコスト計算を行っていない場合には、簡便法として、「経費率」を用いて、事務コストを算出して差し支えありません。

【別表1 P3 1.(3) (注)】

(9-18) 「十分な資本的性質が認められる借入金」として取り扱われるためには、劣後性に関して、どのような点に留意すればよいですか。

(答)

1. 「十分な資本的性質が認められる借入金」の劣後性については、資本に準じて、原則として、「法的破綻時の劣後性」が確保されていることが必要です。
2. ただし、既存の担保付借入金から転換する場合(9-19参照)などのように、担保解除を行うことが事実上困難であるため、「法的破綻時の劣後性」を確保できないような場合には、例えば、法的破綻以外の期限の利益喪失事由が生じた場合において、他の債権に先んじて回収を行わないことを契約するなど、少なくとも法的破綻に至るまでの間において、他の債権に先んじて回収しない仕組みが備わっていれば、「法的破綻時の劣後性」が必ずしも確保されていなくても差し支えありません。

【別表1 P3 1.(3) (注)】

(9-19) 担保付借入金は、「十分な資本的性質が認められる借入金」には該当しないのですか。

(答)

1. 「十分な資本的性質が認められる借入金」は、資本に準じて、原則として、「法的破綻時の劣後性」が確保されている必要があることから、担保付借入金は、基本的には、「十分な資本的性質が認められる借入金」には該当しません。
2. ただし、既存の担保付借入金から転換する場合などのように、担保解除を行うことが事実上困難であるため、「法的破綻時の劣後性」を確保できないような場合には、例えば、法的破綻以外の期限の利益喪失事由が生じた場合において、他の債権に先んじて回収を行わないことを契約するなど、少なくとも法的破綻に至るまでの間において、他の債権に先んじて回収しない仕組みが備わっていれば、担保付借入金であっても、「十分な資本的性質が認められる借入金」とみなして差し支えありません。

【別表1 P3 1.(3) (注)】

(9-20) 「担保解除を行うことが事実上困難」とは、どのような場合をいうのですか。

(答)

1. 既存の担保付借入金から転換する場合であって、担保からの回収可能性がある場合には、担保解除を行うことは債権管理上困難な場合が多いと考えられ、基本的には、こうしたケースが「担保解除を行うことが事実上困難」な場合に該当すると考えられます(9-19参照)。
2. 具体的には、例えば、既存の担保付借入金を「十分な資本的性質が認められる借入金」に転換しようとする事例において、転換時の担保評価額で、一部でも担保からの回収を見込むことができるような場合には、「担保解除を行うことが事実上困難」な場合に該当すると判断して差し支えありません。
3. また、特に、東日本大震災の被災地などでは、転換時の担保評価額では、担保からの回収を見込むことができない場合であっても、復興による担保の上昇見込み等を勘案すれば、将来、担保からの回収を一定程度見込むことができるような場合には、「担保解除を行うことが事実上困難」な場合に該当すると判断して差し支えありません。
4. このほか、既存の担保付借入金を「通常の借入金」と「十分な資本的性質が認

められる借入金」に分割しようとする事例については、(9-21)を参照してください。

5. なお、「担保解除を行うことが事実上困難」な場合には、様々な事例があり得るものと考えられ、上記の事例に限定される訳ではありません。

【別表1 P3 1.(3) (注)】

(9-21) 既存の担保付借入金を「通常の借入金」と「十分な資本的性質が認められる借入金」に分割しようとする事例において、担保からの回収見込額が既存の担保付借入金の一部にとどまる場合には、「担保解除を行うことが事実上困難」か否かをどのように判断すればよいですか。

(答)

1. 担保付借入金は、基本的には、「十分な資本的性質が認められる借入金」には該当しませんが、「担保解除を行うことが事実上困難」であるため、「法的破綻時の劣後性」を確保できないような場合に限って、例外的に、「十分な資本的性質が認められる借入金」とみなして差し支えないこととしています(9-19参照)。
2. したがって、「既存の担保付借入金を『通常の借入金』と『十分な資本的性質が認められる借入金』に分割しようとする事例において、担保からの回収見込額が既存の担保付借入金の一部にとどまる場合」には、担保からの回収見込額を、まずは「通常の借入金」に優先的に充当した上で、その残額部分(「十分な資本的性質が認められる借入金」に転換しようとする部分)について、「担保解除を行うことが事実上困難」か否かを判断することとなります。
3. このため、担保からの回収見込額を「通常の借入金」に優先的に充当することにより、転換時の担保評価額では、その残額部分(「十分な資本的性質が認められる借入金」に転換しようとする部分)について、担保からの回収を見込むことができない場合には、原則として、「担保解除を行うことが事実上困難」な場合には該当しません。

ただし、そのような場合であっても、経営改善計画等の進行に伴い、「通常の借入金」の返済が進んで、担保余力が生じることにより、その残額部分(「十分な資本的性質が認められる借入金」に転換しようとする部分)について、担保からの回収を見込むことができるような経営改善計画等が策定されている場合には、「担保解除を行うことが事実上困難」な場合に該当すると判断して差し支えありません。

【別表1 P3 1.(3) (注)】

(9-22) 保証付借入金は、「十分な資本的性質が認められる借入金」には該当しないのですか。

(答)

1. 「十分な資本的性質が認められる借入金」は、資本に準じて、原則として、「長期間償還不要な状態」、「配当可能利益に応じた金利設定」、「法的破綻時の劣後性」といった条件が必要ですが、保証付借入金は、保証が実行された場合には、これらの条件が、保証人に引き継がれないことから、基本的には、「十分な資本的性質が認められる借入金」には該当しません。
2. ただし、「長期間償還不要な状態」、「配当可能利益に応じた金利設定」、「法的破綻時の劣後性」といった条件が、保証の実行後においても確保できる仕組みが備わっていれば、保証付借入金であっても、「十分な資本的性質が認められる借入金」とみなして差し支えありません。

【別表1 P3 1.(3) (注)】

(9-23) 「十分な資本的性質が認められる借入金」について、期限前弁済は可能ですか。

(答)

1. 債務者自らの意思により期限前弁済を行うことは、差し支えありません。
2. ただし、債権者の意思により、期限前回収が可能な契約が付されている借入金については、基本的には、「長期間償還不要な状態」であるとは認められないことから、「十分な資本的性質が認められる借入金」とみなすことはできません。

【別表1 P3 1.(3) (注)】

(9-24) 日本政策金融公庫の「挑戦支援資本強化特例制度」や中小企業再生支援協議会版「資本的借入金」について、「十分な資本的性質が認められる借入金」とみなすことは可能ですか。

(答)

1. 日本政策金融公庫の「挑戦支援資本強化特例制度」については、
 - ① 償還条件が、5年超の期限一括償還であり、「長期間償還不要な状態」である
 - ② 赤字の場合には利子負担がほとんど生じないなど、「配当可能利益に応じた金利設定」である
 - ③ 劣後ローンであり、「法的破綻時の劣後性」が確保されているという商品設計であり、資本に準じた内容となっています（「挑戦支援資本強化特

例制度」の概要については別紙 1 参照)。

2. また、中小企業再生支援協議会版「資本的借入金」については、

- ① 償還条件が、15 年または 5 年超の期限一括償還であり、「長期間償還不要な状態」である
 - ② 赤字の場合には利子負担がほとんど生じないなど、「配当可能利益に応じた金利設定」である
 - ③ 「無担保型」は、劣後ローンであり、「法的破綻時の劣後性」が確保されているほか、「有担保型」は、「法的破綻に至るまでの間において、他の債権に先んじて回収しない仕組み」(9-18 参照)が確保されている
- という商品設計であり、資本に準じた内容となっています(中小企業再生支援協議会版「資本的借入金」の概要については別紙 2 参照)。

3. したがって、両制度に係る借入金については、「十分な資本的性質が認められる借入金」とみなして差し支えありません。

(注 1) 「十分な資本的性質が認められる借入金」については、原則として、「長期間償還不要な状態」、「配当可能利益に応じた金利設定」、「法的破綻時の劣後性(『法的破綻時の劣後性』を確保できないような場合は、法的破綻に至るまでの間において、他の債権に先んじて回収しない仕組み)」といった条件が確保されていれば、上記の借入金と同様の商品設計に限定される訳ではありません。

(注 2) 上記の両制度も含め、「十分な資本的性質が認められる借入金」とみなすことが可能な関係省庁等の施策の代表例については、別紙 3 を参照してください。

○挑戦支援資本強化特例制度(資本性ローン)の概要

融資対象者	創業・新事業展開・事業再生等に取り組む中小企業・小規模事業者であって、地域経済の活性化のために、一定の雇用効果(新たな雇用または雇用の維持)が認められる事業、地域社会にとって不可欠な事業、技術力の高い事業などに取り組む方
融資限度額	【国民生活事業】 1社あたり 4,000 万円 【中小企業事業】 1社あたり 3 億円
融資期間	【国民生活事業】 5 年 1 ヶ月以上 15 年以内(期限一括償還) 【中小企業事業】 15 年・10 年・7 年・5 年 1 ヶ月(期限一括償還)
利 率	【国民生活事業】 融資後 1 年ごとに直近決算の業績に応じて、3 区分の利率が適用されます。 期間 12 年超 15 年以内 : 6.50%、3.70%、0.90% 期間 9 年超 12 年以内 : 6.25%、3.60%、0.90% 期間 7 年超 9 年以内 : 5.85%、3.40%、0.90% 期間 5 年 1 ヶ月以上 7 年以内 : 5.50%、3.20%、0.90% 【中小企業事業】 適用した融資制度に基づき、融資後 1 年ごとに直近決算の業績に応じて、3 区分の利率が適用されます。 <新企業育成貸付、企業活力強化貸付(一部)を適用した場合> 期間 15 年 : 5.40%、4.10%、0.40% 期間 10 年 : 5.10%、3.85%、0.40% 期間 7 年 : 4.75%、3.60%、0.40% 期間 5 年 1 ヶ月 : 4.25%、3.20%、0.40% <企業再生貸付を適用した場合> 期間 15 年 : 5.95%、4.30%、0.40% 期間 10 年 : 5.85%、4.20%、0.40% 期間 7 年 : 5.80%、4.15%、0.40% 期間 5 年 1 ヶ月 : 5.70%、4.05%、0.40%
担保・保証人	無担保・無保証人
その他	・本特例による債務については、金融検査上、自己資本とみなすことができます。 ・本特例による債務については、法的倒産手続きの開始決定が裁判所によってなされた場合、全ての債務(償還順位が同等以下とされているものを除く)に劣後します。 ・四半期毎の経営状況のご報告等を含む特約の締結や、日本政策金融公庫が適切と認める事業計画書を提出して頂きます。 ・期限前弁済は、原則として認められません。

※1 本制度の利用には、財務内容、事業の見通し等について、日本政策金融公庫の審査が必要になります。審査の結果、本制度をご利用いただけない場合もあります。

※2 本制度は、取扱額に限りがあり、ご要望に添えない場合があります。

＜中小企業再生支援全国本部発表資料(平成24年4月6日)＞

「資本性借入金」の積極的活用方針を受けた
中小企業再生支援協議会版「資本的借入金」の見直しについて

1. 目的

金融庁より公表された「資本性借入金」の積極的活用方針を受け、中小企業再生支援協議会事業における既存の中小企業再生支援協議会版「資本的借入金」(以下、協議会版「資本的借入金」)の条件等を見直すことにより、中小企業再生支援協議会が策定支援する再生計画における協議会版「資本的借入金」の活用環境を整え、中小企業の再生支援の裾野を広げることを目的とする。

2. 活用方法

中小企業再生支援協議会事業実施基本要領(以下、基本要領)に則り、必要に応じて再生計画案に盛り込むことで、金融機関等の債権者に対する支援要請のひとつの手法として活用する。

既存の協議会版「資本的借入金」の条件等を見直し、次の3. の通り協議会版「資本的借入金」を設けその条件を明確化することにより、協議会版「資本的借入金」の活用にともなう資本性認定に関する予測可能性が高まり、柔軟かつ効果的な金融支援の手段として積極的な活用が期待される。

なお、協議会版「資本的借入金」については、金融検査上、資本と看做することができる。

3. 新たな協議会版「資本的借入金」の条件等

別紙「中小企業再生支援協議会版「資本的借入金」商品一覧」のとおり

4. その他

中小企業再生支援協議会としては、債務超過解消の年限や債務の償還期間が長期に亘ることなどから、基本要領における再生計画策定支援対象企業には該当しないものの、企業と金融機関との間で、今般公表した協議会版「資本的借入金」を参考とした「資本性借入金」を活用するなどして再生計画を策定する場合にも、助言等幅広く支援していく予定である。

以 上

中小企業再生支援協議会版「資本的借入金」商品一覧

	(15 年・無担保型)	(5 年超・無担保型)	(5 年超・有担保型)
対象先	基本要領における、再生計画策定支援対象企業 (各地の中小企業再生支援協議会が第二次対応として認めた案件)とする。	同左	同左
貸出期間	15 年期限一括返済	5 年超に設定した 期限に一括返済	同左
適用金利	事務コスト相当の金利設定可能 当初5年間は固定金利とする(※1)。	同左	同左
(法的破綻時の) 劣後性	あり	同左	なし 〔 但し、法的破綻に至るまでの間、他の債権に先んじて回収しない仕組みあり 〕
期限前返済の可否	原則として 10 年間 期限前返済を禁止	期限前返済の 禁止規定なし	同左
担保の取扱い	無担保	同左	有担保(※2)
保証の取扱い	無保証	無保証 (但し例外あり※2)	同左
みなし資本の逡減方法	残存期間が5年未満の場合、1 年毎に債権額の 20% ずつ資本とみなす部分を逡減させる。	同左	同左

※1 従前の協議会版資本的借入金(年 0.4%程度)との変更点

※2 「金融検査マニュアルに関するよくあるご質問(FAQ)」参照

「十分な資本的性質が認められる借入金」
とみなすことが可能な関係省庁等の施策の代表例

制度名	関係省庁等
挑戦支援資本強化特例制度 (日本政策金融公庫)	財務省、経済産業省
中小企業再生支援協議会版「資本的借入金」	経済産業省
災害対応型劣後ローン (日本政策金融公庫)	経済産業省
岩手産業復興機構による既往債権の買取制度	経済産業省
危機対応業務による資本性劣後ローン (商工中金等)	経済産業省、財務省
株式会社東日本大震災事業者再生支援機構による既往債権の買取制度	復興庁

【別表1 P3 1. (3) (注)】

(9-25) 他の金融機関からの「十分な資本的性質が認められる借入金」については、資本とみなすことは可能ですか。

(答)

他の金融機関からの借入金であっても、資本に準じて、原則として、「長期間償還不要な状態」、「配当可能利益に応じた金利設定」、「法的破綻時の劣後性」といった条件が確保されていれば、「十分な資本的性質が認められる借入金」として、当該借入金を債務者の資本とみなして差し支えありません。

【別表1 P3 1. (3) (注)】

(9-26) 他の金融機関からの借入金であっても、「条件が確保されていれば、『十分な資本的性質が認められる借入金』として、当該借入金を債務者の資本としてみなして差し支えありません」とのことですが、他の金融機関からの借入金の条件をどのように確認すればよいですか。

(答)

1. 他の金融機関からの借入金の条件については、例えば、債務者自身から契約内容を直接確認する方法が考えられます。
2. なお、他の金融機関からの借入金を「十分な資本的性質が認められる借入金」とみなす場合には、当該借入金の条件が、その後変更されることも考えられることから、例えば、債務者から決算書を徴求する際に条件変更の有無を確認するなどして、条件が満たされているか否かを定期的にチェックする必要があります。

【別表1 P3 1. (3) (注)】

(9-27) 「十分な資本的性質が認められる借入金」として取り扱われるためには、既存の借入金からの転換であることが必要ですか。

(答)

既存の借入金からの転換に限らず、新規融資であっても、資本に準じて、「長期間償還不要な状態」、「配当可能利益に応じた金利設定」、「法的破綻時の劣後性」といった条件が確保されていれば、「十分な資本的性質が認められる借入金」とみなして差し支えありません。

【別表1 P3 1.(3) (注)】

(9-28) 例えば、匿名組合契約に基づく出資など、融資以外の方法であっても、「十分な資本的性質が認められる借入金」に準じて、資本とみなすことは可能ですか。

(答)

1. 例えば、匿名組合契約に基づく出資など、融資以外の方法であっても、資本に準じて、原則として、「長期間償還不要な状態」、「配当可能利益に応じた金利設定」、「法的破綻時の劣後性」といった条件が確保されていれば、「十分な資本的性質が認められる借入金」に準じて、資本とみなして差し支えありません。
2. ただし、「十分な資本的性質が認められる借入金」は、当該借入金を「債務者の事業全体」の資本とみなすことを可能とするものであることから、例えば、匿名組合契約に基づく出資の場合、少なくとも債務者の事業全体が赤字の場合には、仮に出資の対象事業が黒字であったとしても、配当負担がほとんど生じない仕組みとなっている必要があります。

【別表1 P3 1.(3) (注)】

(9-29) 「十分な資本的性質が認められる借入金」を資本とみなす場合、資本とみなす額について留意すべき点がありますか。

(答)

1. 「十分な資本的性質が認められる借入金」は、資本に準じて、原則として、「長期間償還不要な状態」であることが必要です。
したがって、償還まで相当の期間（5年以上）を有する負債については、残高の100%を資本とみなす一方で、残存期間が5年未満となった負債については、1年毎に20%ずつ資本とみなす部分を逡減させる取扱いとします。

残存期間	資本とみなす部分	負債とみなす部分
5年以上	100%	—
4年以上5年未満	80%	20%
3年以上4年未満	60%	40%
2年以上3年未満	40%	60%
1年以上2年未満	20%	80%
1年未満	—	100%

2. なお、「十分な資本的性質が認められる借入金」に期限の利益の喪失条項が付されている事例において、当該借入金に債務不履行等の期限の利益の喪失事由が発生した場合には、喪失に係る債権者の権利行使が行われない場合であっても、債

務不履行状態の解消や条件の見直し等により喪失事由が解消するまでの間、通常の負債とみなして債務者区分の検討を行います。

【別表1 P3 1. (3) (注)】

(9-30) 「十分な資本的性質が認められる借入金」については、どのように貸倒引当金を算定すればよいですか。

(答)

「十分な資本的性質が認められる借入金」に対する貸倒引当金の算定方法については、「資本的劣後ローン等に対する貸倒見積高の算定及び銀行等金融機関が保有する貸出債権を資本的劣後ローン等に転換した場合の会計処理に関する監査上の取扱い」(平成16年11月2日日本公認会計士協会)を参照してください。

【別表1 P3 1. (3) (注)】

(9-31) 経営改善の一環として「十分な資本的性質が認められる借入金」を資本とみなす場合には、経営改善計画の策定が必要となるのでしょうか。

(答)

1. 債務者区分の判断に当たっては、実態的な財務内容のみならず、収益力の見通し、キャッシュ・フローによる債務償還能力等、多くの材料を総合的に勘案する必要があります。
2. したがって、業況が著しく低調な債務者(破綻懸念先)について、「十分な資本的性質が認められる借入金」を資本とみなすことにより実態的な財務内容の改善が図られたとしても、収益力が改善する見通しがなく、業況が著しく低調な状態が継続するのであれば、金融機関の資産査定において、債務者区分を上位に変更することが困難となる可能性が高いと考えられます。
3. このような点に鑑みれば、少なくとも破綻懸念先に対する「十分な資本的性質が認められる借入金」を資本とみなし、債務者区分のランクアップにつなげるためには、詳細かつ具体的な経営改善計画の策定までは求められないとしても、一定の経営改善の見通しがあることが必要と考えられます。

【別表1 P3 1.(3)(注)、P25 1.(11)②】

(9-32)「十分な資本的性質が認められる借入金」を貸し出している金融機関における当該貸出金については、「貸出条件緩和債権の判定」において、通常の貸出金と同様に取り扱うのですか。

(答)

1. 期中において契約の見直しを行い、通常の債権から「十分な資本的性質が認められる」債権へと転換した場合、通常の貸出金と同様、「債務者の経営再建又は支援を図ること」が目的か、「債務者に有利となる取決め」を行っているかという基準で判断を行います。(銀行法施行規則第19条の2第1項第5号ロ(4)参照)
2. このうち、金利を通常の固定金利等から業績に連動した金利設定へ変更した場合、その条件変更が債務者に有利となる取決め(金利減免)に該当するか否かの判断に当たっては、条件変更後に前期の業績に応じて決定された期間毎の金利と基準金利とを比較するのではなく、条件変更時における当該債務者に対する「取引の総合的な採算」を勘案し、当該貸出金に対して、基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されているか否かで判断することになります。
3. 当該債務者に対する「取引の総合的な採算」の勘案に当たっては、当該債務者と同等の信用リスクを有する企業の過去の業績のデータが蓄積されている場合には、このデータを参考にして、与信期間を通じた総合的な採算性を算出する等の方法が考えられます。
4. なお、「十分な資本的性質が認められる借入金」が貸出条件緩和債権に該当する場合であっても、他の債権が要管理債権に該当しない場合には、「要管理先である債務者」には該当しません。

【別表1 P3 1.(3)(注)】

(9-33)「十分な資本的性質が認められる借入金」はどのような場合に用いられるのですか。

(答)

1. 「十分な資本的性質が認められる借入金」を用いる場合の制限等はありませんが、一般に資本強化が必要とされる場合、すなわち創業時、事業拡張・新規事業参入時や経営改善の一環としての活用が想定されます。

(注)例えば、(9-24)において、「十分な資本的性質が認められる借入金」として例示した日本政策金融公庫の「挑戦支援資本強化特例制度」は、主として、事業拡張・新規事業参入時における活用が想定され、中小企業再生支援協議会の中小企業再生支援協議会版「資本的借入金」

は、経営改善の一環としての活用が想定されます。

2. また、東日本大震災の影響や急激な円高の進行等から、資本不足に直面している企業の再生支援の一環としての活用も想定されています。

【別表1 P3 1. (3) (注)】

(9-34) 平成23年11月の運用明確化措置前に、既に、運用明確化後の貸出条件を満たしている借入金についても、「十分な資本的性質が認められる借入金」とみなすことは可能ですか。

(答)

運用明確化措置前に、「十分な資本的性質が認められる借入金」の貸出条件を満たしているものについても、同借入金とみなして差し支えありません。

【別表1 P3 1. (3) (注)、信用 III. ⑪】

(9-35) 「十分な資本的性質が認められる借入金」は、自己資本比率規制における信用リスク・アセットの計算上、貸出として取り扱われるのですか。

(答)

貸出として取り扱われます。

例えば、標準的手法の場合、「十分な資本的性質が認められる借入金」が、自己資本告示上の中小企業向けエクスポージャーとしての要件を満たすものであれば、リスク・ウェイトは75%となります。

【別表1 P25 1. (11) ② 備考】

(9-36) 「貸出条件緩和債権関係Q & A」を参照する旨を追加した理由は何ですか。

(答)

従来より、要管理先債権の検証に当たっては、金融検査マニュアルに加え、別途公表されている、「貸出条件緩和債権関係Q & A」を参照していましたが、この点を周知する観点から記載を追加したものです。また、「金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕」についても同様です。

【別冊〔中小企業融資編〕 検証ポイント 5. (2) ニ、ホ】

(9-37) 本項目については、中小企業の資金繰りを支援するための時限的な措置なのでしょうか。

(答)

本項目については、中小企業の資金繰り支援のための時限的な措置ではなく、大企業と比較してリストラの余地等も小さく、経営改善に時間がかかることが多いなどという中小企業の特性を踏まえた恒久的な措置です。

【別冊〔中小企業融資編〕 検証ポイント 5. (2) ニ】

(9-38) 「貸出条件の変更を行った日から最長1年以内に当該経営再建計画を策定する見込みがあるときには」とありますが、「最長1年以内」の起点はいつになるのでしょうか。

(答)

「最長1年以内」の起点は、直近の「貸出条件の変更を行った日」となります。

【別冊〔中小企業融資編〕 検証ポイント 5. (2) ニ】

(9-39) 本項目については、中小企業金融円滑化法の施行日(21年12月4日)以前に貸出条件の変更を行い、貸出条件緩和債権とされた債権を有する債務者に対しても適用できるのでしょうか。

(答)

本項目は、中小企業金融円滑化法の施行日以前に行われた貸出条件の変更についても適用することが可能です。この場合においても「最長1年以内」の起点は、直近の「貸出条件の変更を行った日」となります。

【別冊〔中小企業融資編〕 検証ポイント 5. (2) ニ】

(9-40) 「貸出条件の変更を行った日から最長1年以内に当該経営再建計画を策定する見込みがあるときには、当該債務者に対する貸出金は当該貸出条件の変更を行った日から最長1年間は貸出条件緩和債権に該当しない」とありますが、本項目を適用した債務者が、再度の貸出条件の変更を行った場合には、どのように判断すればよいですか。

(答)

1. 中小企業は、人員が少ない等の理由により、経営再建計画を策定するのに時間がかかる場合もあると考えられます。本項目は、そのような中小企業の特性を踏まえ、将来的に経営改善が見込まれる中小企業について、貸出条件緩和債権に該当しない要件を恒久的に拡充したものです。

また、最長１年間の経営再建計画策定の猶予期間を設けることは、金融機関が当該中小企業に対するコンサルティング機能を十分に発揮することによって、しっかりとした計画の策定に資するものと考えています。

２．このような本項目の趣旨を踏まえると、本項目を適用した債務者については、最長１年間の経営再建計画策定の猶予期間中に「実現性の高い抜本的な経営再建計画」が策定されていることが原則です。

このため、本項目を適用した債務者が、最長１年間の経営再建計画策定の猶予期間中に計画を策定しないまま、再度の貸出条件の変更を行った場合において本項目を再度適用しようとするときは、計画を策定できなかった経緯を踏まえ、経営再建計画策定の見込みについて更に慎重に判断することが求められます。本項目の趣旨に鑑みると、経営実態に変化がないにもかかわらず、計画が策定されないまま、本項目を繰り返し適用するような取扱いは、不適切であると考えられます。

【別冊〔中小企業融資編〕 検証ポイント ５．(２) ニ】

(９-41) 本項目を適用した債務者が、１年以内に計画を策定できなかった場合、または１年以内に計画を策定できないことが明らかになった場合はどのように取り扱うのでしょうか。

(答)

基準金利を確保しているなど特段の事情がなければ、条件変更後１年以内に計画が策定できない場合、または、１年以内に計画ができないことが判明した場合には、貸出条件緩和債権に該当します。

【別冊〔中小企業融資編〕 検証ポイント ５．(２) ニ】

(９-42) 金融機関が債務者に対して複数の債権を保有しており、それらの債権の一部について貸出条件の変更を行った場合はどのように取り扱うのでしょうか。

(答)

金融機関が債務者に対して複数の債権を有しており、それらの一部についてのみ貸出条件の変更を行った場合であっても、当該貸出条件の変更を行った債権以外の債権の状況も考慮に入れた上で、経営再建計画が策定されることが通常であると考えられますので、そうした場合には、全ての債権について正常債権と判断して差し支えありません。

【別冊〔中小企業融資編〕 検証ポイント 5. (2) ニ】

(9-43) 本項目については、破綻懸念先についても適用されるのでしょうか。

(答)

本項目は、貸出条件緩和債権からの卒業基準に関する検証ポイントです。したがって、破綻懸念先については適用されません。

【別冊〔中小企業融資編〕 検証ポイント 5. (2) ホ】

(9-44) 本項目の対象となる中小企業の範囲について、客観的な基準は定められていませんが、金融機関の自己査定基準の中で、対象となる中小企業の範囲について、数値基準を定める必要がありますか。

(答)

1. 中小企業の範囲（定義）について、例えば中小企業基本法では資本の額や従業員数等に基づく数値基準を定めていますが、本マニュアルではこうした数値基準を定めていません。
2. これは、中小企業の特性を踏まえ、その経営実態を適切に把握するためには、数値基準に該当するか否かではなく、当該企業が本マニュアルに記載する中小企業の特性を有しているか否かという実態により判断することが適切と考えられるためです。
3. したがって、対象となる中小企業の範囲について、その経営実態にかかわらず、資本の額や従業員数等の外形的な数値による基準を定めることは適切でないと考えられます。

【別冊〔中小企業融資編〕 検証ポイント 5. (2) ホ】

(9-45) 合理的かつ実現可能性の高い経営改善計画が策定されており、卒業基準を満たしている（貸出条件緩和債権に該当しない）ことが明らかな債務者についても、そもそも債務者に有利となる取決めか（基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されているか）につき検討しなければならないのですか。

(答)

1. 貸出条件緩和債権の要件である「債務者に有利となる取決めを行った貸出金」について、監督指針では「基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されていない債権が考えられる」と記載しています。したがって、基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されていれば、貸出条件緩和債権には該当しないことになります。

一方、基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されていなくても、卒業基準を満たしていれば貸出条件緩和債権には該当しないことになります。

つまり、「卒業基準を満たしているか」、「基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されているか」という2つの要件のうち、どちらか一つを満たしていれば貸出条件緩和債権には該当しないことになります。また、検討の際、どちらかを先に検討しなくてはならないということはありません。

(注) 平成20年11月の監督指針改定により、貸出条件緩和債権の卒業基準である「実現可能性の高い抜本的な経営再建計画」の要件から、「計画を踏まえた信用リスクの低下及び計画の不確実性を加味した基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されていると見込まれること」との記載が削除されています。したがって、卒業基準を満たしているかを検討する際には、金利水準の検討を行う必要はなくなっています。

2. ただし、条件変更を行った時点で基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されていれば、その後、基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保できなくなったからといって貸出条件緩和債権に該当することはありませんが、条件変更を行った時点で卒業基準を満たす計画が策定されていても、進捗状況が計画を大幅に下回るなどして卒業基準を満たさなくなった場合には、貸出条件緩和債権に該当する可能性があることに留意して下さい。

(注) 進捗状況が計画を大幅に下回った場合、債務者区分が破綻懸念先にランクダウンする可能性も十分に考えられます。

【別冊「中小企業融資編」 検証ポイント 5. (2) ホ】

(9-46) 合理的かつ実現可能性の高い経営改善計画については、「金融機関の再建支援を要せず、自助努力により事業の継続性を確保することが可能となる場合」は計画終了時点における債務者区分が要注意先でも差し支えないとされていますが、これは具体的にどのような状態を指すのでしょうか。

(答)

1. 一般に、中小企業はキャッシュフローに問題が生じない限り、事業の継続性を確保できる場合が多い一方で、キャッシュフロー不足から経営破綻するケースも少なくありません。したがって、「自助努力により事業の継続性を確保することが可能」とは、企業の自助努力によりキャッシュフローが確保できていることが前提となります。
2. 「金融機関の再建支援」については、金融機関が融資先企業のキャッシュフローを支援するため、償還条件や金利等の貸出条件について、同程度の信用リスク・

資金使途の融資と比べて、明らかに有利な条件で融資をしている場合等が考えられます。なお、この際、同程度の信用リスク・資金使途の融資の平均的な条件と比べて少しでも有利な条件であれば、直ちに「金融機関の再建支援」と捉える必要はありません。同程度の信用リスク・資金使途の融資であっても、融資条件は一定の幅があると考えられますが、この一定の幅を明らかに超えていると判断される場合には、「金融機関の再建支援」に該当すると考えられます。

(注) 計画終了時に貸出条件を緩和した債権が残存しているからといって、直ちに金融機関の再建支援を受けていると判断する必要はありません。例えば、上記の一定の幅の範囲内で条件緩和（リスク等）を行った場合には、金融機関の再建支援を受けていると捉える必要はありません。

3. したがって、例えば、計画終了時点で、キャッシュフローは十分あり、金融機関の再建支援を受けることなく、約定どおりに返済を行うことは可能であるが、債務超過の解消には更に一定の時間が必要であることから、債務者区分は要注意先にとどまることが想定されるような経営改善計画については、卒業基準を満たすと判断できる可能性が高いと考えられます。

【別冊「中小企業融資編」 検証ポイント 5. (2) ホ】

(9-47) 条件変更の時点では、経営改善計画が策定されていなかったが、その後合理的かつ実現可能性の高い経営改善計画を策定した場合には、卒業基準を満たすと判断して差し支えないでしょうか。また、条件変更の時点では、合理的かつ実現可能性の高い経営改善計画の要件を満たさない計画が策定されており、その後の状況の変化により、要件を満たすようになった場合も、卒業基準を満たすと判断して差し支えないでしょうか。

(答)

1. 合理的かつ実現可能性の高い経営改善計画が策定されているかどうかは、自己査定の都度、その時点での材料を基に判断を行うことになります。したがって、条件変更を行った時点で経営改善計画が策定されていない、あるいは条件変更を行った時点の経営改善計画が合理的かつ実現可能性の高い経営改善計画の要件を満たしていない場合であっても、資産査定の時点で合理的かつ実現可能性の高い経営改善計画の要件を満たす計画が策定されていれば、卒業基準を満たすことになります。
2. なお、合理的かつ実現可能性の高い経営改善計画の要件のうち、計画期間については、計画が策定されてから終了するまでの期間ではなく、自己査定を行った時点から計画が終了するまでの期間で判断します。

(9-48) 債務者である中小企業が経営改善計画を策定していない場合でも、今後の経営改善の見込みがあれば計画が策定されている場合と同じように取り扱うとのことですが、経営改善の見込みはどのように判断すればいいのですか。

(答)

1. 中小企業は大企業のように大部で精緻な経営改善計画を策定できない場合が多いと考えられます。また、経営改善への取組みがどのように財務内容や収益力の向上につながるか数値面での分析ができない、あるいは経営改善のために具体的に何をすべきか分からないといった場合も考えられます。
2. したがって、債務者自身が経営改善計画を策定していない場合であっても、今後の経営改善が見込まれる場合には、経営改善計画が策定されている場合と同じように取り扱うこととしています。
例えば、経営改善への取組みがどのように財務内容や収益力の向上につながるか数値面での分析ができないため、債務者が経営改善計画を策定できない場合には、債務者に代わって金融機関がこれを分析することも認められます。また、債務者が経営改善のために具体的に何をすべきか分からない場合には、金融機関が経営改善の助言・指導を行い、債務者と協力して経営改善に向けた取組み方針を策定し、これに基づく経営改善の見込みについて分析を行うことも認められます。
3. 一般に、経営改善のためには、収益力の向上が必要と考えられますが、収益力の向上のためには、売上の増加や費用の削減が必要です。また、経営が改善するまでの間のキャッシュフローが確保されることが前提となります。
したがって、経営改善見込みの分析にあたっては、①経営が改善するまでの間のキャッシュフローが確保されているか、②例えば、今後の資産売却予定、役員報酬や諸経費の削減予定、新商品等の開発計画や収支改善計画等、何らかの売上増加や費用削減のための具体的な取組みが行われており、それにより収益力が向上し、経営改善期間終了後も自助努力で事業の継続性が確保できるようになるか、といった観点からの分析が重要になると考えられます
4. なお、分析にあたっては、財務内容や収益力がどのように改善していくのかについて精緻な見積りを行う必要まではありませんが、単に改善するという定性的な評価だけでなく、収益等の数値目標を合理的に見積もることが必要です。また、この数値目標については、金融機関と債務者と認識を共有する必要があります。
5. いずれにせよ、経営改善は債務者である中小企業が主体的に取り組むものです。その上で、金融機関が必要に応じ適切に支援するなど、双方の密接なコミュニケーションにより経営改善を図って行くことが望まれます。

【別冊「中小企業融資編」 検証ポイント 5. (2) ホ】

(9-49) 経営改善計画の進捗状況が大幅に下回っている場合には合理的かつ実現可能性の高い経営改善計画と取り扱わないとありますが、進捗状況の判定はどのように行うのでしょうか。

(答)

1. 経営改善計画の進捗状況については、地域密着型金融、信用リスク管理の観点からは、日常的なコミュニケーションを通じて適時に把握することが望ましいと考えられますが、実際には、計画の実績、債務者の状況、当該金融機関と債務者の関係（メイン先か）、債権額、債務者が売上高等の計数を取りまとめる頻度などにより、求められるモニタリングの頻度が異なると考えられます。いずれにせよ、資産査定の際には、直近の売上高、当期利益等の状況も踏まえつつ、進捗状況を分析する必要があります。
2. なお、合理的かつ実現可能性の高い経営改善計画の進捗状況が大幅に下回っている場合（売上高等及び当期利益が事業計画に比して概ね8割以上確保できない場合等）については、数値だけをもって計画は失敗した（卒業基準を満たさない）と判断するのではなく、計画を下回った要因について分析するとともに、今後の経営改善の見通し等を検討する必要があります。
3. その結果、①下回った要因が一時的かつ外部的な影響によるものであった、②何らかの問題があったが既に十分な対応を行っている、などにより今後の経営改善の見通しに特段の問題がないのであれば、卒業基準を満たしていると判断して差し支えありません。

【別冊「中小企業融資編」 検証ポイント 5. (2) ホ】

(9-50) 当初策定した経営改善計画が計画どおり進まなかったため、計画を見直した場合、見直した計画が合理的かつ実現可能性の高い経営改善計画の要件を満たせば、卒業基準を満たしていると判断して差し支えないでしょうか。

(答)

1. 当初策定した経営改善計画について、計画を見直した場合であっても、見直し後の計画が合理的かつ実現可能性の高い経営改善計画の要件を満たすのであれば、卒業基準を満たしていると判断して差し支えありません。
2. ただし、実現可能性を十分検討することなく、一見すると合理的かつ実現可能性の高い経営改善計画の要件を満たすような計画を策定し、うまくいかなければ計画を見直すといったプロセスを繰り返した場合には、金融機関による見通し・実現可能性の判断の適切性に疑義が生じることになると考えられます。

【別冊〔中小企業融資編〕 検証ポイント 5. (2) ホ】

(9-51) 中小企業が、計画期間が5年を超え概ね10年以内となっている経営改善計画を策定した場合、当該計画が順調に推移していることが確認できなければ、合理的かつ実現可能性の高い経営改善計画と認められないのでしょうか。

(答)

1. 字義どおりの解釈としては、進捗状況の確認が必要となりますが、実務上の対応として、当面、計画期間が5年を超え概ね10年以内となっている場合であっても、明らかに達成困難と認められなければ、策定直後であっても合理的かつ実現可能性の高い経営改善計画とみなして差し支えない旨、検査官に対して指示しています。
2. なお、計画の進捗状況を確認した結果、実績が計画を大幅に下回っており、今後も計画通りに推移するとの見通しが立たない場合は、卒業基準を満たさないと判断することになります。

【別表1 P32 4. (2)】

(9-52) 動産や不動産に対する検証項目を変更（減損会計に係るものを追加）した理由は何ですか。また、当該減損は期中に行われることもあると思いますが、どのように検証するのですか。

(答)

1. 平成17年4月1日から始まる事業年度から適用が開始された減損会計について、その趣旨を十分に踏まえて減損適用に係る検証を行うよう検査官に周知するため、明確化の観点から記載を追加したものです。
2. また、検査に当たっては、減損会計を自己査定前の手続とするか否かにかかわらず、基準日時点において減損対象となるものが適切に減損処理が行われているかという点を検証することになります。（なお、期中に切り放し済みの減損額を期末の簿価に戻し入れることを求めるものではないことに留意願います。）

【別表2 P3 1. (1) 償却・引当基準の適切性】

(9-53) 別表2の償却・引当基準の適切性の検証欄に「商品の特性格」を追加したのはなぜですか。

(答)

簡易な審査手法で融資実行されている住宅ローンやビジネスローンといったものの中には、その商品の特性により、デフォルト実績が他の商品と大きく異なっ

ている場合もあります。そのような場合、商品の特性に着目した方がより適切な予想損失額を算定できる場合もあることから、グループの一例として、住宅ローンやビジネスローンといった「商品の特性別」に着目することを追加しました。

【別冊〔中小企業融資編〕 検証ポイント 5. (2) ニ、ホ】

(9-54) 本項目の追加により、中小企業については「要管理先」と「その他要注意先」が従来とは異なる基準で判断されることとなりますが、貸倒引当金の算出に用いる予想損失率について、過去に遡って貸倒実績率や倒産確率を再計算する必要があるのでしょうか。

(答)

1. 過去に遡って貸倒実績率や倒産確率を再計算することは実務上困難と考えられることから、本項目を反映した「要管理先」、「その他要注意先」の貸倒実績率や倒産確率が算出されるまでの間は、従来の基準に基づく貸倒実績率等を用いて引当を行っても差し支えないと考えています。
2. また、本項目の追加により要管理先からその他要注意先にランクアップする債務者に対する貸倒引当金の戻入れが一定程度発生する可能性があります。これは合理的な算出方法を行っている限り、そのこと自体を問題視する必要はないと考えています。

(参考)

(問) 金融機関（債権者）において、債務者における既存の借入金を「十分な資本的性質が認められる借入金」に転換する場合については、法人税法第 52 条第 1 項（貸倒引当金）の適用はありますか。

(答)

1. 金融機関（債権者）において、債務者における既存の借入金を「十分な資本的性質が認められる借入金」（以下「資本性借入金」という。）に転換する場合には、当該借入金に対応する金銭債権について法人税法第 52 条第 1 項、法人税法施行令第 96 条第 1 項第 1 号及び法人税法施行規則第 25 条の 2 の各要件を満たすものについては、貸倒引当金勘定への繰入れにより損金の額に算入することができます。

2. 具体的には、「法令の規定による整理手続によらない関係者の協議決定」で、以下のいずれかに該当する事由に基づいて、弁済期限の延長が行われた「資本性借入金」のうち、「当該事由が生じた日の属する事業年度終了の日の翌日から 5 年を経過する日までに弁済されることとなつている金額以外の金額」、つまり 6 年目以降に弁済される金額（担保等による取立見込額を除く。）については、原則として、当該事業年度の所得の金額の計算上、貸倒引当金勘定への繰入れにより損金の額に算入して差し支えありません。

①「債権者集会の協議決定」で、合理的な基準（注 1）により債務者の負債整理を定めているもの

②「行政機関、金融機関その他第三者のあつせんによる当事者間の協議により締結された契約」で、その内容が①に準ずるもの

（注 1）「合理的な基準」とは、基本的には、すべての債権者についておおむね同一の条件で負債整理の内容が定められていることをいいますが、例えば、利害の対立する複数の債権者の合意により負債整理の内容が定められている場合は、一般的には「合理的な基準」に該当するものとして取り扱われます。また、少額債権について他の債権よりも有利な定めをする場合も「合理的な基準」の範疇に含まれるものと考えられます。

（注 2）上記の「資本性借入金」のほか、「更生計画認可の決定」、「再生計画認可の決定」又は「特別清算に係る協定の認可の決定」に基づいて、弁済期限の延長が行われた「資本性借入金」についても、同様の取扱いが認められます。

3. 各事案における税務上の取扱いについては、個別に判断することとなりますが、次のようなものについては、上記2. ①又は②に該当するものと判断することができます。

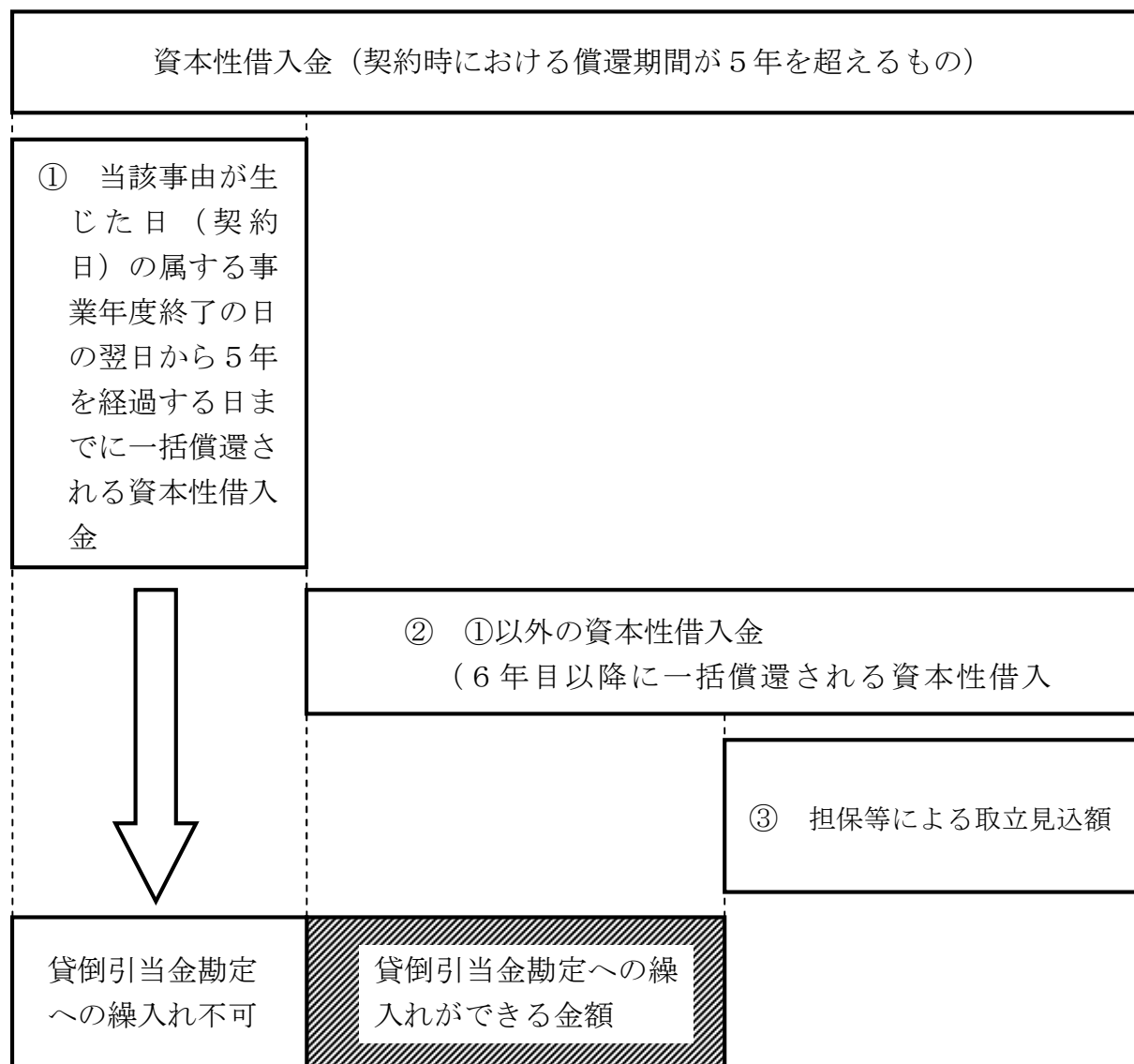
- ・実質債務超過の状態にある債務者に係る「債権者集会の協議決定」又は「行政機関、金融機関その他第三者のあつせんによる当事者間の協議により締結された契約」において、負債整理が合理的な基準に基づいて行われ、債権者が債務免除とともに弁済期限の延長を行ったもの
- ・実質債務超過の状態にある債務者に係る「債権者集会の協議決定」又は「行政機関、金融機関その他第三者のあつせんによる当事者間の協議により締結された契約」において、負債整理が合理的な基準に基づいて行われ、他に債務免除を行った大口債権者が存在する一方で、債権者（少額債権者）が債務免除を行わず弁済期限の延長のみを行ったもの
- ・特定調停において、大部分の債権者が特定調停手続に参加し、負債整理が合理的な基準に基づいて行われ、いずれの債権者も債務免除を行わないものの、一定の金融支援を行う一方で、債権者が弁済期限の延長を行ったもの

4. なお、上記3に該当しないもの（例えば、特定調停以外において、いずれの債権者も債務免除を行わない場合であって、弁済期限の延長を行ったものなど）について、法人税法施行令第96条第1項第1号二の事由に該当し、貸倒引当金勘定への繰入れにより損金の額に算入することができるかどうかは、法人税法施行規則第25条の2に定める事由に該当するかについて、個別に判断することとなります。

（注）本回答については、国税庁に確認しています。

また、債務者における既存の借入金を「資本性借入金」に転換する場合における税務上の取扱いについては、金融機関から国税局・税務署の相談窓口に対し、個別に事前相談を行い、確認を得ることもできます。

○貸倒引当金勘定への繰入れができる金額



【関係法令】

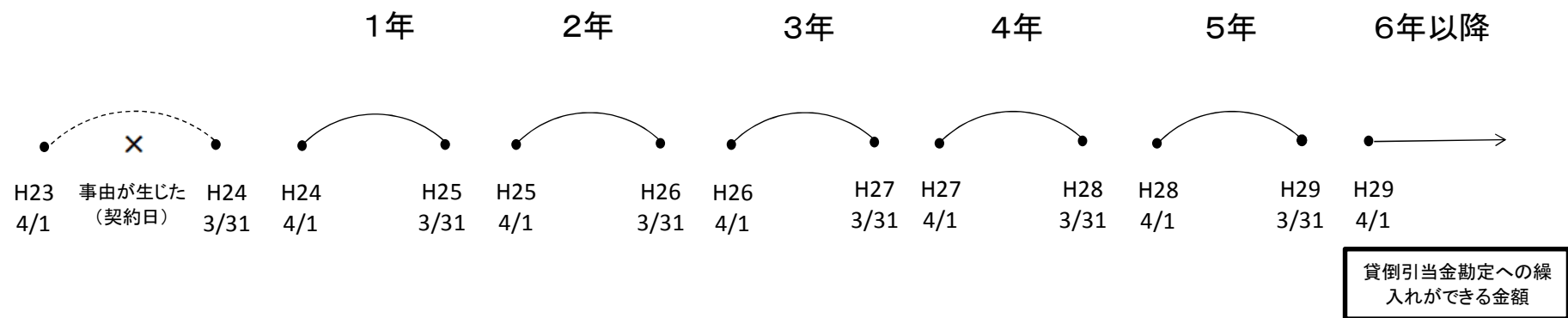
法人税法第52条第1項

法人税法施行令第96条第1項第1号

法人税法施行規則第25条の2

「当該金銭債権の額のうち当該事由が生じた日の属する事業年度終了の日の翌日から5年を経過する日」＝「H29年3月31日」

↓
(H24年4月1日)



○法人税法（昭和 40 年 3 月 31 日法律第 34 号）

（貸倒引当金）

第 52 条 次に掲げる内国法人が、その有する金銭債権のうち、更生計画認可の決定に基づいて弁済を猶予され、又は賦払により弁済されることその他の政令で定める事実が生じていることによりその一部につき貸倒れその他これに類する事由による損失が見込まれるもの（当該金銭債権に係る債務者に対する他の金銭債権がある場合には、当該他の金銭債権を含む。以下この条において「個別評価金銭債権」という。）のその損失の見込額として、各事業年度（被合併法人の適格合併に該当しない合併の日の前日の属する事業年度及び残余財産の確定（その残余財産の分配が適格現物分配に該当しないものに限る。次項において同じ。）の日の属する事業年度を除く。）において損金経理により貸倒引当金勘定に繰り入れた金額については、当該繰り入れた金額のうち、当該事業年度終了の時ににおいて当該個別評価金銭債権の取立て又は弁済の見込みがないと認められる部分の金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額（第 5 項において「個別貸倒引当金繰入限度額」という。）に達するまでの金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

○法人税法施行令（昭和 40 年 3 月 31 日政令第 97 号）

（貸倒引当金勘定への繰入限度額）

第 96 条 法第 52 条第 1 項（貸倒引当金）に規定する政令で定める事実は、次の各号に掲げる事実とし、同項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、当該各号に掲げる事実の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 法第 52 条第 1 項の内国法人が当該事業年度終了の時ににおいて有する金銭債権に係る債務者について生じた次に掲げる事由に基づいてその弁済を猶予され、又は賦払により弁済されること 当該金銭債権の額のうち当該事由が生じた日の属する事業年度終了の日の翌日から 5 年を経過する日までに弁済されることとなつている金額以外の金額（担保権の実行その他によりその取立て又は弁済（以下この項において「取立て等」という。）の見込みがあると認められる部分の金額を除く。）

イ 更生計画認可の決定

ロ 再生計画認可の決定

ハ 特別清算に係る協定の認可の決定

ニ イからハまでに掲げる事由に準ずるものとして財務省令で定める事由

○法人税法施行規則（昭和 40 年 3 月 31 日大蔵省令第 12 号）

（更生計画認可の決定等に準ずる事由）

第 25 条の 2 令第 96 条第 1 項第 1 号ニ（貸倒引当金勘定への繰入限度額）に規定する財務省令で定める事由は、法令の規定による整理手続によらない関係者の協議決定で次に掲げるものとする。

一 債権者集会の協議決定で合理的な基準により債務者の負債整理を定めているもの

二 行政機関、金融機関その他第三者のあつせんによる当事者間の協議により締結された契約でその内容が前号に準ずるもの

10. 市場リスク管理態勢

(10-1) 市場リスク管理の対象に関する変更点とは、どのようなものですか。

(答)

1. 今回、市場関連リスク管理態勢から市場リスク管理態勢へと名称を変更し、「関連」部分を各リスク管理態勢に移し、管理対象の整理を行いました。
2. 具体的には、以下のとおりとなります。
 - 顧客リスクの管理体制 → 顧客保護等管理態勢へ
 - 市場流動性リスク → 流動性リスク管理態勢へ
 - 事務管理 → オペレーショナル・リスク管理態勢へ
 - 市場取引に係る信用リスクの管理 → 信用リスク管理態勢へ

【市場 検証ポイント】

(10-2) 市場リスクの定義について教えてください。旧マニュアルと比べどのように違いますか。

(答)

1. 金融機関の経営に影響を与える市場リスクは、資産及び負債（オフ・バランスを含む）に対して「現在価値」「期間収益」の双方の観点で捉える必要があることを明確化するため、市場リスクの定義を変更しました。（下線部が変更点）

(改訂前)

「市場リスク」とは、金利、有価証券等の価格、為替等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産（オフ・バランス資産を含む）の価値が変動し損失を被るリスクである。なお、市場リスクは以下の3つのリスクからなる。

(改訂後)

「市場リスク」とは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクである。なお、主な市場リスクは以下の3つのリスクからなる。

2. なお、「金利リスク」「為替リスク」「価格変動リスク」の3つに分類されないリスクが存在しうることや区分の方法は他にもあることなどを考慮して、「主な市場リスク」という表現に変更しました。

(10-3) 旧マニュアルにおける「グローバル・ディーラー型（GD）」「対顧客ディーラー型（CD）」「限定的なエンド・ユーザー型（EU）」の3類型を廃止したのはなぜですか。また、これによりどのような違いがあるのでしょうか。

(答)

1. 旧マニュアルにおける市場リスクの記載は、主にマーケット・リスク規制に伴うトレーディング勘定を意識したものとなっていました。改訂に当たっては、バーゼルⅡの第二の柱を意識し、トレーディング勘定とバンキング勘定双方が対象となっていることを明確化し、双方のリスク管理方法に対応できるよう様々な手法を念頭において整理しました。その中で、旧マニュアルにおけるGD、CD、EUの3類型分けを廃止することとしました。
2. 具体的には、旧マニュアルにおいて3類型の記載が主にされていた「顧客リスクの管理体制」「時価・リスク量の把握」「市場取引に係る信用リスクの管理」について、今回、市場リスク管理の対象の整理を行い、「顧客リスクの管理体制」については顧客保護等管理態勢に、「市場取引に係る信用リスクの管理」については信用リスク管理態勢に移しました。
3. また、「時価・リスク量の把握」については、「市場リスクの特定・評価」において、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合った市場リスク管理が必要であることを明記することにより対応を図りました。
4. なお、3類型を廃止しても、全ての金融機関に一律に同レベルの「時価・リスク量の把握」を求めるものではありません。

(10-4) 市場リスク管理のプロセスについて教えてください。

(答)

1. 市場リスク管理プロセスについては、他のリスク管理態勢と同様に、市場リスクを①特定・評価し、②モニタリングし、③コントロール及び削減し、④検証・見直しを行うという一連の流れで市場リスク管理を行っていきます。
2. リスクの特定については、直面するリスクを金利リスク、為替リスク、株式リスク、コモディティー・リスク等（信用スプレッド、オプション性リスクを含む）に分類して網羅的に洗い出し、管理すべきリスクを適切に特定しているかを検証します。
3. リスクの評価については、管理対象とするすべてのリスクについて、バンキング勘定も含めて、資産・負債の現在価値、資産・負債から生み出される収益に影

響を与える要因を踏まえて適切に計測・分析されているかを検証します。

4. モニタリングについては、市場リスクを取り巻く環境の状況、前提条件等の妥当性、限度枠（リスク枠、ポジション枠、損失限度枠等）の遵守状況及び使用状況を適切に監視しているかを検証します。
5. コントロール及び削減については、管理できないリスクへの対応、限度枠を超過した場合の対応策の検討・報告が適切に行われているかを検証します。
6. 検証・見直しについては、リスク管理の高度化への取り組み、リスク管理プロセス、戦略目標に関して適切に検証・見直しが行われているかを検証します。

【市場 Ⅲ. 4.】

（10-5）市場リスク計測手法に関する主な変更点はどのようになっていますか。

（答）

1. マーケット・リスク規制上の内部モデルのみではなく、金融機関が内部管理で使用している全ての市場リスク計測手法の検証に対応するため、旧マニュアルの「内部モデルの確認検査用チェックリスト」の内容を拡充し、市場リスク管理態勢の確認検査用チェックリストへと移動させました。
2. 対象範囲についての変更点は以下のとおりです。
 - ＜対象計測手法＞
 - （旧）トレーディング勘定の内部モデル、バンキング勘定の金利リスクに係るリスク計測モデル
 - （新）金融機関が使用している全ての市場リスク計測手法
 - ＜対象リスク＞
 - （旧）トレーディング勘定の市場リスク並びにバンキング勘定の金利リスク、為替リスク及びコモディティ・リスク
 - （新）金融機関の保有する全ての市場リスク

（参考）

＜「内部モデルの確認検査用チェックリスト」の検査の対象となる内部モデル及び対象リスクの範囲＞【改訂前】

自己資本比率におけるマーケット・リスク相当額を算出するために銀行法に基づき当局に届け出ているリスク計測モデルを検査の対象とし、トレーディング勘定の市場リスク並びにバンキング勘定の為替リスク及びコモディティ・リスクを当該リスク計測の対象範囲とする。また、金融機関が内部管理用として使用しているこれらリスクに係るリ

スク計測モデルも対象とする。なお、金融機関が内部管理用として使用しているバンキング勘定の金利リスクに係るリスク計測モデルも対象とする。

3. 検証項目については、対象範囲の変更に関わるもの、旧マニュアルにおいて対象ではあったが検証項目として記載がなかったものを拡充しています。

【市場 I. 2、II. 2. ②等】

(10-6) 市場リスクの計測・分析手法としてどのような手法がありますか。また、特定の手法を採用することが求められるのですか。

(答)

1. 改訂金融検査マニュアルにおいては、以下のような市場リスクの計測・分析手法の例示を記載してあります。

- ・ ポジション残高、評価損益、実現損益
- ・ 金利更改ラダーや資金満期ラダー等に基づいた、ギャップ分析や静態的シミュレーション分析及び動態的シミュレーション分析
- ・ 感応度分析（デュレーション、BPV（ベシス・ポイント・バリュー）、GPS（グリット・ポイント・センシティビティ）等）
- ・ 静態的シミュレーション及び動態的シミュレーションを用いたシナリオ分析
- ・ VaR（バリュー・アット・リスク）
- ・ EAR（アーニング・アット・リスク）

2. これらは、市場リスク管理上の様々な計測・分析方法の一例であり、市場リスク計測・分析方法の種類や水準は、金融機関の戦略目標、業務の多様性及び直面するリスクの複雑さによって選択し、採用すべきものです。

【市場 I. 2. ②】

(10-7) 限度枠管理には、具体的にどのような手法がありますか。

(答)

1. 限度枠の設定には、ハード・リミットとソフト・リミットがあります。ハード・リミットとは、枠を超過した場合、強制的にポジションやリスクを削減するものをいい、ソフト・リミットとは、必ずしも強制的なポジションやリスクの削減を求めず、その後の対応について取締役会等が協議・判断するものをいいます。
2. また、必要に応じ、限度枠の手前に、警告水準としてのアラーム・ポイントを設定することもあります。

【市場 Ⅱ. 2. (1)② (iv)】

(10-8) プライシング・モデル等の妥当性については、市場リスク管理部門が確保しなければならないのですか。

(答)

1. リスク評価のために用いるプライシング・モデルについては、あくまでもリスク管理に用いる以上、市場リスク管理部門がその妥当性を確保する必要があります。
2. もっとも、例えば、実際の作業について市場部門との牽制機能の働く財務部門等が行うことを否定するものではありません。しかしながら、最終的な責任は市場リスク管理部門が負うべきものであると考えます。

【市場 Ⅲ. 1. ⑥ (iii)】

(10-9) 「期中損益（評価損益を含む。）の出方に異常がないかどうか」とありますが、その趣旨は何ですか。

(答)

不自然な損益が計上されていないか、ディーラーの不適切な取引、事務処理ミスを行っていないか等の観点から精査・分析を行うことを想定しています。

【市場 Ⅲ. 3. 】

(10-10) 改訂金融検査マニュアルでいう「ファンド」とは、どのような範囲を想定しているのですか。

(答)

ヘッジファンド、私募ファンド、投資信託等様々なものを対象としており、本チェック項目については、そのファンドの特性に応じたリスク管理を求めています。

【市場 Ⅲ. 3. (2)①】

(10-11) 「監査の有無や解約期間の長短等、ファンドの実態及び商品特性を十分に把握した上でのリスク管理」とありますが、何をもってリスク管理ができているとみなすことができますか。定期的にリスク量を把握し、十分なリスク資本と対比することでリスク管理可能と考えられますか。

(答)

1. 適切なリスク管理とは、適切にリスクを特定・評価し、適切にモニタリング、適切にリスクをコントロールすることをいいます。

2. 定期的にリスク量を把握すること、十分なリスク資本と対比することで評価する等はリスク管理の1つであると考えます。ただし、採用しているリスク量の把握方法やリスク資本対比の方法などが金融機関の業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに照らして適切なものであるかについては個別に検証する必要があります。

【市場 Ⅲ. 4】

(10-12) 個別の問題点4. の市場リスク計測手法は、すべての金融機関に適用されるのですか。

(答)

1. 個別の問題点4. の市場リスク計測手法で、マーケット・リスク規制上の内部モデルのみではなく、金融機関が内部管理で使用している全ての市場リスク計測手法の検証に対応できるように様々な検証項目を記載しています。
2. ただし、これらの計測手法の検証項目は、全ての金融機関に適用されるわけではなく、「～している場合」とある検証項目については、検査官が、金融機関がその計測手法を使用している、又は使用する必要があると判断される場合において検証すべき項目となります。
3. なお、本マニュアルの他の検証項目と同様に、「例えば～」と記載している項目はあくまでも例示であり、検査官は、業務の規模・特性、リスク・プロファイル等に応じて必要性を判断すべきものです。

【市場 Ⅲ. 4. (2)② (iii)】

(10-13) 「取締役会等は、市場リスク管理方針、市場リスク管理規程等の策定に当たって、ストレス・テストの結果を考慮しているか」とは具体的にどのようなことですか。

(答)

ストレス・テストの結果次第では、リスク計測手法の変更やリスク限度枠の設定方法の変更が必要になるなどリスク管理プロセス（リスクの特定・評価、モニタリング、コントロールの方法）を見直す必要が出てくると考えられます。また、これらの方針を定めている市場リスク管理方針を見直す場合もあると考えられます。

【市場 Ⅲ. 4. (7)② (v)】

(10-14) 「市場リスク計測手法の算出結果（例えば、VaR（バリュー・アット・リスク））を業績評価のために活用しているか」とありますが、その趣旨は何ですか。

（答）

本チェック項目はリスク管理の実効性を確保するためにはリスク・リターンの関係を踏まえたパフォーマンス評価等を行うことが必要であるとの観点からの検証項目であり、特定目的の業績評価に当たっての利用について述べているものではありません。

【市場 Ⅲ. 4. (14)】

(10-15) 「市場リスク計測手法の開発から独立し、かつ十分な能力を有する者」とは、どのようなものですか。

（答）

1. 例えば、市場リスク計測手法を開発した者でないことや、市場リスク計測手法を開発した者から干渉を受けることがないことなど、実質的に、客観性が担保できる立場であることが必要です。
2. この趣旨が担保できているのであれば、「市場リスク計測手法の開発から独立した者」とは、組織なのか、人なのかは問いません。

【市場 Ⅲ. 5】

(10-16) 外部業者が開発した市場リスク計測モデルを用いている場合はどのようなことに気をつける必要がありますか。また、市場リスク計測を外部委託している場合は、どのように取り扱うのですか。

（答）

1. 外部業者が開発した市場リスク計測モデルを用いている場合、
 - ・ 金融機関の担当者が使用しているモデルに関して理解しているか、管理部門等がモデルの妥当性検証を行っているか、といった市場リスク計測態勢が適切かどうか、
 - ・ 計測に使用するデータの整合性、正確性の確保といった市場リスク計測モデルが適正かどうか、
 - ・ 計測モデル開発業者の管理が適切かどうか、といった観点からも検証する必要があります。
2. また、市場リスクの計測を外部委託している場合は、本検証項目を準用して検

証を行う必要があります。

【市場 Ⅲ. 5. ③ (iii)】

(10-17) 「モデルの開発業者における計測モデルの妥当性の検証状況」については、外部監査等に対応済の場合、不要とすることができますか。

(答)

1. 本チェック項目は、モデル開発業者の管理という観点で記載しています。したがって、外部開発業者が行っている計測モデルの妥当性の検証状況について、定期的に又は必要に応じて随時、報告を受けられるようにする必要があります。
2. 妥当性の検証を外部監査等によって行っている場合、金融機関がモデル開発業者から報告を受ける必要性は低下することもあると考えられます。

11. 流動性リスク管理態勢

(11-1) 流動性リスクの定義について教えてください。検証項目については、旧マニュアルとどのように違うのですか。

(答)

1. 流動性リスクとは、運用と調達の間隔のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）をいいます。
2. 旧マニュアルでは「市場流動性リスク」について、市場関連リスク管理態勢で扱っていましたが、今回、流動性リスク管理態勢の対象範囲としました。また、旧マニュアルにおけるリスク管理部門と資金繰り管理部門の役割・責任について、ミドルオフィスとしての「流動性リスク管理部門」と資金繰りの運営を行う部門としての「資金繰り管理部門」に整理し、それぞれの役割・責任を明確化しました。

【流動性 I. 1. ②】

(11-2) 「流動性戦略」とは何ですか。

(答)

1. 「流動性戦略」とは、金融機関の業務を行う上での資産・負債（オフ・バランスを含む）の流動性にかかる長期的な計画のことをいい、例えば、流動性リスク管理方針に基づき具体的に定められる流動性リスクの限度枠や流動性危機時の調達手段、対応を含みます。
2. 他方、流動性リスク管理方針とは、流動性リスク管理の原則です。

12. オペレーショナル・リスク管理態勢

【オペ 全般】

(12-1) 改訂金融検査マニュアルにおけるオペレーショナル・リスクの定義とは何ですか。また、改正前の金融検査評価制度におけるオペレーショナル・リスクと違いはあるのでしょうか。

(答)

1. 改訂金融検査マニュアルにおいて、オペレーショナル・リスクとは、「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」（以下「告示」という。）の第307条第2項第3号に規定する自己資本比率の算定に含まれる分及び金融機関の内部管理上オペレーショナル・リスクと定義したリスクと定義しています。
2. 改正前の金融検査評価制度上におけるオペレーショナル・リスクとは、旧マニュアルの事務リスクとシステムリスクを併せたものと定義していました。
3. 改訂金融検査マニュアルにおけるオペレーショナル・リスクの範囲としては、事務リスクやシステムリスク以外にも、その他オペレーショナル・リスクとして例えば、法務リスク、人的リスクなども含まれることに留意する必要があります。

(参考)

告示第307条第2項第3号

「オペレーショナル・リスクとは、銀行の業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること又は外生的な事象により損失が発生しうる危険をいう。」

【オペ 全般】

(12-2) オペレーショナル・リスクの総合的な管理とはどのようなことですか。

(答)

1. オペレーショナル・リスクの特徴として、金融機関が業務を継続していく上で常に伴うリスクであり、あらゆる業務・部署で顕在化する可能性があります。
2. また、オペレーショナル・リスクは、他のリスクに波及したり、複数のオペレーショナル・リスクが同時に顕在化したりと連鎖的に増大する性質があります。
3. そこで、オペレーショナル・リスクについては、金融機関全体として、何を管理対象とすべきか考え、重要なオペレーショナル・リスクを見落としていないか

監視し、全体の状況がどうなっているかを俯瞰（鳥瞰図）的にみてチェックし、管理する必要があると考えられます。このことをオペレーショナル・リスクの総合的な管理といいます。

【オペ 全般】

（12-3）オペレーショナル・リスクの総合的な管理態勢を検証する上でどのような点に留意する必要があるのですか。また、オペレーショナル・リスクの総合的な管理をする上で、必ず定量（計量）化しなければならないのでしょうか。

（答）

1. 金融機関の業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに加え、金融機関が採用しているオペレーショナル・リスク定量（計量）化手法の複雑さや高度化の水準に見合った適切なオペレーショナル・リスクの総合的な管理態勢が整備されているかを検証します。
2. なお、金融機関が採用すべきオペレーショナル・リスク定量（計量）化手法の種類や水準は、複雑又は高度なものから、自己資本比率におけるオペレーショナル・リスク量を算出する際の基礎的手法・粗利益配分手法といった簡易なものまであります。
3. 金融機関の戦略目標、業務の多様性及び直面するオペレーショナル・リスクの複雑さに見合った定量（計量）化手法かどうかが重要であり、複雑又は高度な定量（計量）化手法が、全ての金融機関にとって適切な方法であるとは限らないことに留意する必要があります。

【オペ 全般】

（12-4）オペレーショナル・リスクの総合的な管理態勢において、基礎的手法採用行、粗利益配分手法採用行に求められるレベルの違いはありますか。

（答）

1. 本チェックリストにおいては、金融機関が、告示で定められているどの手法（基礎的手法、粗利益配分手法及び先進的計測手法）を採用しているかに関係なく、当該金融機関における業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合った適切なオペレーショナル・リスク管理態勢が整備されているかどうかについて検証することになります。
2. 告示に記載されている粗利益配分手法や先進的計測手法の使用に係る定性面・

定量面からの承認基準が満たされているからといって、必ずしも適切なオペレーショナル・リスクの総合的な管理態勢の整備がなされているとはいえないことに留意する必要があります。

【オペ I. 2.】

(12-5) オペレーショナル・リスクの総合的な管理部門とはどのようなものですか。また、必ず独立した部門を設置しなければならないのでしょうか。

(答)

1. オペレーショナル・リスクの総合的な管理部門とは、金融機関におけるオペレーショナル・リスクに関する情報を収集、管理、分析、検討して、適切に措置・対応等を講じるため、各オペレーショナル・リスク管理部門（事務リスク管理部門、システムリスク管理部門及びその他オペレーショナル・リスク管理部門）を総合的に管理する部門のことです。
2. 各リスク管理部門が行う業務にもオペレーショナル・リスクはありますので、オペレーショナル・リスクの総合的な管理部門は、例えば、市場リスク管理部門や信用リスク管理部門の場合のように市場部門、営業推進部門等に対する牽制が機能しているだけでは不十分であり、リスク管理部門も含めた各業務部門に対する牽制機能が発揮される態勢となっていることが必要となります。
3. また、オペレーショナル・リスクの総合的な管理部門を必ずしも独立した部門として求めているものではなく、例えば、統合的リスク管理部門において、オペレーショナル・リスクの総合的な管理を行っている場合等、他のリスク管理部門においてオペレーショナル・リスクの総合的な管理を担当する場合には、当該金融機関の規模・特性及びリスク・プロファイルに応じ、その態勢のあり方が十分に合理的で、かつ、機能的な側面から見て当該部門を設置する場合と同様の機能を備えていることが必要となります。

【オペ II. 2. (1) ③ (i)】

(12-6) オペレーショナル・リスクの定量（計量）化において、基礎的手法や粗利益配分手法を使用している場合であっても、掛目の合理性を検証しなければならないのでしょうか。

(答)

1. オペレーショナル・リスクを内部管理する上で、自己資本比率を算出する際の手法（基礎的手法・粗利益配分手法）の掛目を使用し、オペレーショナル・リスクを定量（計量）化しているからといっても、必ずしも適切であるとは限りませ

ん。

2. しかしながら、そのような方法が、当該金融機関の業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに照らし、不適当となるような特殊事情がないということであれば合理的に設定されているものとして問題はないと考えられます。
3. 不適当となるような特殊事情とは、例えば、当該金融機関のオペレーショナル・リスク量と、オペレーショナル・リスク損失額とを比較し、損失額がリスク量を超えるような事象が多発していることなどが考えられます。
4. なお、財務諸表の指標（粗利益、経費等）等に一定の掛目を掛けてオペレーショナル・リスク量を算出する場合についても、使用する指標の種類や掛目の水準を合理的に設定し、また、オペレーショナル・リスクの総合的な管理水準の向上、内外環境の変化、影響の大きい内部損失の発生等に応じて、指標や掛目を適切に見直すことは必要となります。

【オペ 別紙1 事務リスク全般】

(12-7) 事務リスク管理態勢の検証項目における主な変更点は何ですか。

(答)

1. 事務リスク管理部門の役割・責任について、「事務統括」、「事務指導」といった2つの機能に分けて整理しました。〔オペ 別紙1 II. 2. 〕
 - ・事務統括部門：事務規程の整備
監査結果、不祥事件、業務上の事故、苦情・問い合わせ等で把握した問題点の発生原因分析・再発防止策の検討
自店検査等の実施基準等の策定
自店検査結果の報告を受け、分析・検討 等
 - ・事務指導部門：各業務部門及び営業店等に対する事務指導及び照会事項への対応 等
2. (1) 旧マニュアルにおいては、「法令等遵守態勢」、「リスク管理態勢（共通）」及び「市場関連リスク管理態勢」に記載しておりました職場離脱（1週間以上の連続休暇）や人事ローテーションの検証項目を、事故防止の観点から、「事務リスク管理態勢」に集約しました。
(2) 金融機関における派遣職員が増加し、また、正職員と同様の職務を行っているという実態に鑑み、事故防止の観点から、派遣職員に係る適切な人事管理を行っているかについて検証項目を新設しました。
【オペ 別紙1 II. 1. ③（v）（vi）】

3. 旧マニュアルにおける「市場関連リスク管理態勢」の中に記載しておりました「市場取引の事務管理態勢」に係る検証項目を事務リスク管理態勢のチェック項目に移行しました。【オペ 別紙1 Ⅲ. 2.】

【オペ 別紙2 システムリスク全般】

(12-8) システムリスク管理態勢の検証項目における主な変更点は何ですか。

(答)

1. 「偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律」を踏まえ、ATMに係るシステムの安全性の確保及びキャッシュカード等の不正利用の未然防止措置の実施状況を検証するための主な項目を新設しました。【オペ 別紙2 Ⅲ. 1. (5)】
2. 預金保険法に基づく名寄せを行う態勢が整備されているかについて、主な検証項目を新設しました。【オペ 別紙2 Ⅲ. 4.】
3. 金融機関からの正規のメールやWebサイトを装い、暗証番号等を搾取するフィッシング詐欺への対策が講じられているかについて、主な検証項目を新設しました。【オペ 別紙2 Ⅲ. 1. (4) (ix)】
4. 銀行法が改正され、平成18年4月以降から、必要に応じ、業務委託先に検査を実施することが可能となったことから、特にシステム関係の業務委託先を検査する際の主な検証項目を新設しました。【オペ 別紙2 Ⅲ. 5】

【オペ 別紙3 2.】

(12-9) その他オペレーショナル・リスク管理部門のうち、主なリスク管理部門とはどのようなものがありますか。

(答)

1. その他オペレーショナル・リスクとは、当該金融機関がオペレーショナル・リスクと定義したリスクのうち、事務リスク及びシステムリスクを除いたリスクのことであり、それらを管理するのが、その他オペレーショナル・リスク管理部門です。
2. 主なその他オペレーショナル・リスク管理部門は、以下のとおりです。
 - (1) 法務リスクを管理する部門
顧客に対する過失による義務違反及び不適切なビジネス・マーケット慣行から生じる損失・損害（監督上の措置並びに和解等により生じる罰金、違約金及び損

害賠償金等を含む）など、当該金融機関が法務リスクとして定義したものを管理する部門。

(2) 人的リスクを管理する部門

人事運営上の不公平・不公正及びセクシュアルハラスメントなどの差別的行為から生じる損失・損害など、当該金融機関が人的リスクとして定義したものを管理する部門。

(3) 有形資産リスクを管理する部門

災害その他の事象から生じる有形資産の毀損・損害など、当該金融機関が有形資産リスクとして定義したものを管理する部門。

(4) 風評リスクを管理する部門

評判の悪化や風説の流布等により、信用が低下することから生じる損失・損害など、当該金融機関が風評リスクとして定義したものを管理する部門。

3. なお、2. に記載している主なその他オペレーショナル・リスク管理部門については、組織形態としての部門である必要はなく、機能として有効であるかを検証することとしています。

【オペ 別紙3 その他オペ 2. (4)】

(12-10) 風評リスクについては、バーゼル合意におけるオペレーショナル・リスクの定義（注）に含まれていませんが、当該リスクまでオペレーショナル・リスク管理態勢のチェックリストの検証範囲となるのでしょうか。

（注）バーゼル合意において、オペレーショナル・リスクは、「内部プロセス・人・システムが不適切であることもしくは機能しないこと、または外的事象が生起することから生じる損失に係るリスクと定義される。この定義は法的リスクを含むが、戦略リスクと風評リスクは含まれない。」とされています。（「自己資本の測定と基準に関する国際的統一化：改訂された枠組」（平成16年6月バーゼル銀行監督委員会））

（答）

1. 風評リスクについては、バーゼル合意におけるオペレーショナル・リスクの定義には含まれません。
2. しかしながら、例えば、オペレーショナル・リスクが顕在化した結果、評判が悪化したり、また、悪い評判が立つことにより、オペレーショナル・リスクにつながるなど、オペレーショナル・リスクと風評リスクは、密接な関係もしくは同時波及的な関係にあり、総合的に管理することが必要と考えられます。

3. 金融機関の内部管理上、風評リスクを何らかの理由で、オペレーショナル・リスクとして定義するのではなく、その他のリスクとして定義し管理している場合においても、オペレーショナル・リスク管理態勢の該当項目に基づき検証することとなります。
4. さらに、その他のリスクとして風評リスクを管理した上で、統合的リスク管理部門が、風評リスクとオペレーショナル・リスクを総合的に管理しているかを検証することとなります。

(以 上)